每月一回定期發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

NO. IX. SEPTEMBER, 1900.
VOL. XIII.

明治廿一年五月創刊

監獄協會雜誌

明治三十三年九月二十日發行

第拾三卷
第九號

監獄協會發行

印刷所 東京市麹町區内幸町一丁目五番地 惠愛堂

第拾三卷第九號目次

○會說……（一頁）
●新日本記者に望む

○論說……（五頁）
●清浦司法大臣獄制意見……有馬四郎助
●僕友司獄官特別任用の範圍を擴張すべし……早崎春香
●條件附裁判論（第三）……小山松吉
●精神の聯絡……白井青峰

○講話……（三二頁）
●萬國刑事聯合會及其目的（北海道典獄協議會に於ける講話）……トクトルヽクルーセン
●實務演習（第五回）……於警察監獄學校……小河滋次郎講述
●拘禁法と監獄建築……山上義雄

○海外通信……（六五頁）
●小河事務官より清浦法相への來翰

○特別寄書……（六六頁）
●監獄局長の反省を望む……滋賀山川白骨
●條件付出獄論……在浦和……鴻沼生
●復監獄局長に望む……孤松生

○雜報……（七二頁）
●小松原校長演說●清浦司法大臣の演說●安樂警保局長演說●北海道監獄事務協議會概況●假出獄監視假免の上申に就ては戸籍謄本を添付するを要す●看守點檢規則に就て●警察留置場の巡查に看守を兼務せしむ可からす●統計小票の調査●內務報告中在監人作業賞與取支精算表に就て●監獄會計處務規程の發布●身分帳中行狀錄の記入方●特赦の申請●出獄人保護會社の設備●感化院の設立に就て●在監囚の慰藉に就て●在廳縣囚の賞與に就て●廳員以下の俸給に就て●釜山縣監獄署の基趾●典獄協議會●監獄局長の歸京

○會報……

第拾三卷第八號目次

○論說……（一頁）
●監獄に其人を得るの必要果してありとする乎……孤松生
●監獄局長に代り孤松生君に答ふ……浪華生
●典獄の地位（典獄をして修身官たらしめよ）……三井久陽

○雜錄……（一六頁）
●實務演習（第四回）……小河滋次郎講述
●時々片々錄
●數件

○雜報……（三四頁）
●數十件

○特別寄書……（四〇頁）
○隨天山人の會說に對する駁論を讀む……反對生
●事速成に便ならず……早崎春香

○寄書……（四四頁）
●夢に朝令暮改を談ず……空知生
●最近將來に於ける理想的監獄……德島松服房吉
●典獄の任用に就て……高山轍吉
●物乎か得されば必ず鳴るに因みて……血雨生

○時々のくさ〳〵（數十件）……（六〇頁）

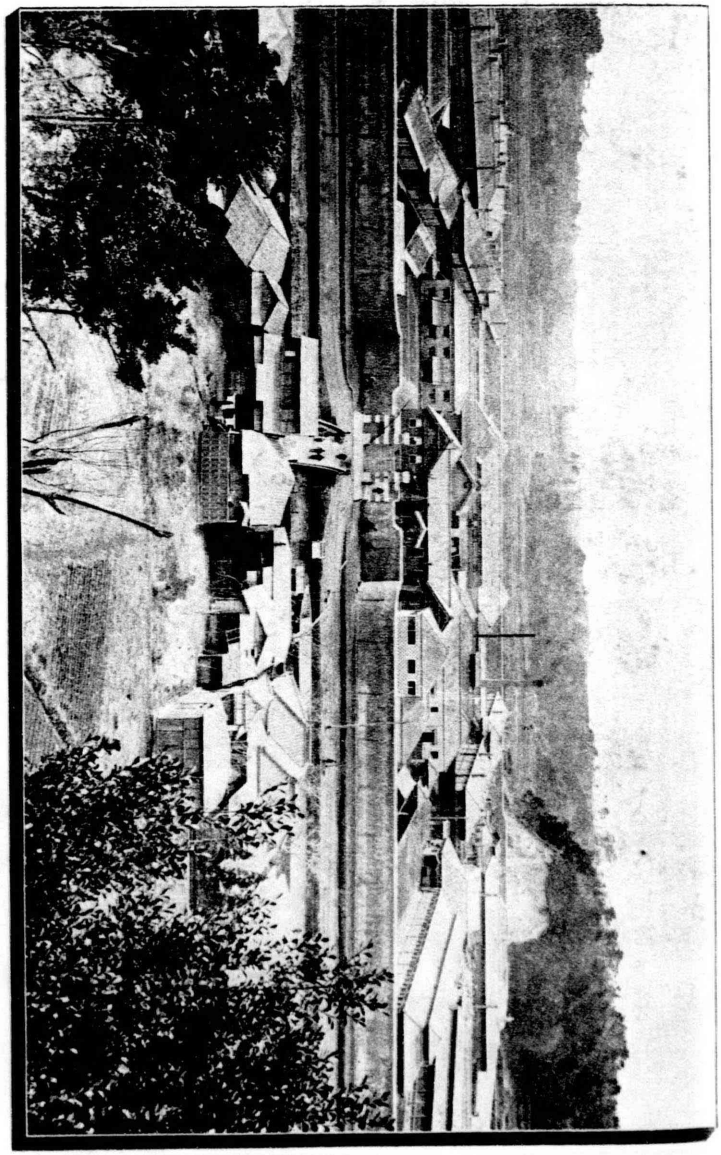
○統計……（六六頁）
●明治三十三年六月末日全國在監人々員裝

○講話……（六九頁）
●立身覺束（埼玉縣監獄署講話會に於て）……有馬四郎助
●罪因の感化に就て（同上）……留岡幸助
●廢死列に就て（同上）……山上義雄

○監獄法令……（九〇頁）
●一件

○雜報追加……（九一頁）
●數件

○會報……
●數件



圖之觀外（築新）署獄監縣川奈神

明治三十三年七月廿日印刷
明治三十三年七月廿五日發行

監獄協會雜誌第十三卷第九號

（明治三十三年九月二十日發行）

會說

○新日本記者に質す

操觚の業や困難にして、操觚者の責任や重し、何故に操觚の業は困難にして操觚者の責任は重きか、社會の木鐸として、文明の嚮導として、將た又智識の發達、人心の改良、社會道德の擁護、其他各主要の方面に於て、其言論記事の上に責任を有せさるへからされはなり、操觚者に此責任ありて、始めて價値あり地位ありと云ふへし、若し失れ操觚者にして言論記事の上に於ける責任を重せざらんか、其結果や多衆の耳目を欺瞞し社會の風敎を害し、公私の德を傷け、以て社會の進運を妨け弊竇を助長するに至らん吾人は、往々、名を操觚者の班に列して、放漫無聲、動もすれは荒誕虛妄毫も責任を重んせさるの言論を爲し、爲めに一般操觚者にまて其累を及ほし、併せて社會を毒害するの甚あるを見て、頗る慨嘆に堪へさるものあり、苟くも操觚者の班に在る者は、宜しく責任の大義を重んし德操を堅守して、以て其本分を全ふせさるへからす、頃者新日本

記者の監獄に關する言論中、或る一節の如きは、德義ある新聞記者の言論として、見るへからさるの感なき能はす、

新日本記者は、八月十日の紙上に於て、監獄制度の改正と題し縷々數千言を費やせり、吾人は社會が概して未た監獄事業に對し冷淡なるの今日、記者の這般の言論を爲したるを多とせすんはあるへからす、記者が監獄改良の第一急務として、司獄官の腦髓の改良を要するを論するは大に善し、然れとも、之れが爲めに無責任の言を爲して憚からさるに至りては、吾人之れを默々に付する能はす、試みに其一節を摘錄せんか

吾輩窃に憶ふに、監獄改良の事項は、固より一にして足らずだが、其第一急務は先つ司獄官の腦髓を改良するのだ、全体今日の司獄官なんか云ふ者は、昔の牢番……傳馬町邊にまで付いて居つた昔の牢番と、チョン髷と五分刈洋服とバッチ脚絆の差別があるのみだ、彼等は監獄事業とは如何なる者か、囚徒は如何に待遇すべきか、其邊の事は薩張り分らぬ、唯夫れ囚徒を逃かさぬやう張番して、以て我事足ると思ふて居る、是れ獨り看守押丁のみならずだ苟にも典獄とか何とか云はるゝ監獄署の親玉でも是位の事の分らぬのは十中の八九に居る云々、

吁之れ何等の言ぞ、吾人は社會に一角の地歩を占むるに至らさる人に依りて、發せら

るゝ漫評なりとせは、深く之を咎遣するの要なし、然れとも、苟くも社會の木鐸を以て任する新聞記者にして、此言を爲すは、吾人少しく意外の感なき能はす、吾人は記者の言に對し、一も二もなく之れを非認せんとする者にあらす、監獄吏員は其數多く、又由來其の待遇の低きを以て、或は自然記者の認むるが如き人物なきにあらさるへし、吾人は必しも全然之を非認せす、否寧ろ此人物の點に付ては常に焦慮する所にして、或は當局者に建言し、或は同人相議する等幾多の方法手段を講し以て其人を得んことを圖めり、吾人は決して今日監獄に人物充備せりと言はす、人物の養成は誠に目下の急務なるを認むる警察監獄學校の如きは此必要より生れ來る、斯の如く吾人は監獄に人物の必要を認むると雖とも、記者の觀察に對しては實に呆然たらさるを得す、記者は概括的に今日の司獄官吏を以て、昔の牢番と異る所なく、唯其外形を異にしたるのみにて、監獄事業の性質を辨せす、囚徒の待遇を知らす、一の張番たるに過きす、而して尙ほ是れ獨り看守押丁のみならす、典獄も亦十中の八九は之に屬すと言へり、記者は何の見る所ありて斯る言を爲すに至りしか、必すや相應の理由ありて斯る言を爲すに至りしならん、果して然りとせは何故に其理由を示さるや、若し夫れ其理由を示さずして漫然此の如き言を爲すとせんか、徒らに人を罵詈し人を侮辱したるに過き

す、之れ豈責任あるものゝ所爲ならんや、記者若し深く事實の如何を究めずして、唯容氣の馳する所筆茲に至りたりとせは吾人は記者が甚た責任を知らさるの愚を憐まずんはあるへからす、苟くも新聞記者たるもの、社會の木鐸として其責任を全ふせんとせは、努めて事實の探究を遂け、些の杜選あるへからす、典獄の十中八九迄か、監獄事業の何たるを解せす因徒の待遇を知らさること果して事實なりとせは、頗る國家の面目に關するものあらん、記者若し之れが事實を知らば、何んぞ國家の爲めに之れが事實を證せさるや、漫然人を罵詈し人を侮蔑するが如き言動は士君子の愧つる所、苟くも社會の一角に新聞記者として責任を負ふて立つ以上は、徒らに無責任の言を爲して以て快とするが如きことあらんや、

記者は理由なくして唯漫然放言したりとせは、吾人は記者を以て司獄官吏を侮辱するの甚しきものと爲さゝるへからす、而して又記者は徒らに他人の德を傷け、併せて自家の無責任を表白するものと爲さゝるへからす、理由を付せすして唯嘲罵的の言を爲すが如きは、普通人も尙ほ且つ屑しとせさる所、況んや新聞記者たるものに於てをや、若し夫れ記者が事實に於て理由を擧示し來り監獄改良上の資に供するあらは、吾人は喜んで之に贊同の意を表し、其に俱に之れが改革を促すあらん、新日本記者以

て如何と爲す、

論說

○清浦司法大臣獄制意見

監獄費は既に國庫の支辨に歸し官制改正の結果監獄事務の主管も亦變更せられたるを以て將來の監獄計畫上に對する策論等に就ては新聞紙上往々散見する所なり其の論する所吾人の眼より之を見れは間々粗放蕪雜の慨なきに非ず此の如きは徒らに疑惑を增すに過きさるを以て此際當局の意見を確むること必要なりと信じ一日本會記者司法大臣を訪問し問ふに數項を以てす大臣は其之に答ふるに先ちて曰く今日に於ける監獄問題は事永遠に涉り將來國家の休戚に關し事體頗ふる重大なるものあり且監獄行政は一種專門の事業にして他の一般行政とは較や其趣を異にす彼の當局者の更迭毎に其方針に變更あるか如き措置は監獄行政の上に於ては殊に最も避けさるへからす故に愼重議を凝し一定の方策を樹てたる後に迨んで初めて之に着手すへきのみ刑事上若くは財政上諸般の點よりは

博く且深く考究するに非ずんは或は百年の悔を貽すに至らん依て昨今主務局をして專ら之か調査を爲さしめつゝあるを以て未だ省議決定したるものなしと雖も予も亦考案なきに非ずとて縷々數言を費し吾人に諄ゆる所尠なからず爲めに曩日の疑團全く氷釋し雲霧を排して天日を見るの想あり蓋來監獄の有望なるを祝し筆を採て之を錄し以て同感の士に示す其文字固より閣下の高見を寫すに足らず字句の末に於て多少の差異あるを免かれずと雖も大體の要旨に至ては誤謬なきを信ず讀者覽るに及んで言句の末に拘泥するなくんば幸甚

本會記者識す

問　監獄費の國庫支辨に歸したると監獄監督主務省の變更との二点は思ふに將來に於ける監督方法ハ內務省か集治監を直轄し司法省亦之を直轄しつゝある如く凡て直轄せしむる方針なりや又は從來の如く他の監督機關を俟て之か監督の實を擧くるに至るべきか閣下の高見若し聽くを得べくんば幸甚し

答　明治二十四年監獄費國庫支辨法案の初めて帝國議會に現はれしより爾來數次議會の議に上ほる每に其理由に至ては政府の提出たると議會の提出たるとを問はず終始一貫して渝はらさるものあり即ち曰く獄政の統一と獄務の改良とは監

獄費の國庫支辨を要する所以なりと此等の点より觀察するも監獄費の既に國庫支辨に歸したる以上は獄政の統一獄務の改良を計るが爲めに早晩監獄の監督をして宜く中央政府の直轄と爲すへきは當然の順序なりと信ず若し夫れ其間に監督機關を設け階級を複雜にし間接に監督の實を擧けんと欲するか如きは到底十分に此等の目的を達する能はさる者あるへし然れども監獄をして中央政府の直轄と爲さしむへしと雖も地方長官若くは檢事は別に定めたる職權の範圍に於て少くとも府縣行政の點又は裁判の執行監督の點よりして十分に各自の意見を表白すべきは予の望む所にして又職責上當然の事由なりとず過般地方長官會同の際監獄主管變更に關し注意を要する件あるを以て訓示的談話を爲したり其砌に從前の地方監獄管理方の說も出てたりしに地方官の意見固より一樣ならずと雖とも多くは中央政府の直轄と爲すを希望するもの丶如く認めたり

而して其監督方法に至ては現今既に主務局を設け局長以下事務官を設置せりと雖とも僅少の定員を以て常務の傍ら多數の監獄を巡視せむことは實際其力の及ふ所にあらす故に特に監獄巡閱官なる者を設け常に巡視監督の實を擧くるに至らしむると最緊要の業なりと信し既に其計畫を立て之れか經費豫算案を提出

し置きたり然るに清國事變の如き軍費を要する不幸に際會しては如斯必要の設備計畫にても後年度に延はさゝるを得さるに至るも亦測り難し併し必要缺くへからさる機關なれは早晩其設備を見るに至るへし

我國監獄の現況は恰も英國二十餘年前に髣髴たるものあるを覺ゆ英國に於ては千八百七十七年に於て監獄條例なるものを發布し翌七十八年四月一日より之を施行せり該條例の趣旨は地方監獄をして地方廳より分離せしめ中央政府の直轄と爲し其費用も亦專ら國庫の負擔に屬せしめたるの點なりとす此の如き組織制度の變更は英格蘭に於て百十八の地方監獄をして六十九に減せしめ蘇格蘭に於て五十六の地方監獄をして四十に減せしめ愛爾蘭に於ては四十二の地方監獄あるを以て一も廢止を行はずと雖とも殆んど百の留置場を廢止するに至れり而して之が爲めに一面費用の減少を來し且中央監督制を採り監獄巡閱官なるものを設置したるが爲めに從來の區々たる遇囚上の情況をして一律の下に服せしめ弊風を一掃するに至れり

巡閱の制　監獄に於ては獄務の統一を計る上に於て最も緊切必要の點なることは前に述へたるが如し多年地方の狀況に囚られ至る所の監獄遇囚諸般の上に於て

著しき厚薄を感じ之か爲めに常に議會の刺撃を受けつゝありたる英國は今や既に監獄費の國庫經濟に移りたると其組織を變更したるとの爲めに舊態の面目を改め大に獄政の統一を得るに至りたる所以のもの全く巡閱官の制に依らずんはあらず獨り英國のみならず佛白等亦之を存し普漏西に於ても嚮んに巡視を勵行するか如きを以て如何に之を重視するかを知り得へきなり

問　我國に於ても閣下御高見の如く國庫支辨後監獄の廢止分合を行ひ爲めに經費の削減を來たし之を轉して以て他の必要改良の資に充つることを得へきや否や

答　監獄の廢止分合は固より希望する所なりと雖も愼密の調査を要すへきものありて容易に之を斷行する能はさるの事情あり例へは某地方某地方の如きは宜く之を合一すへしと唱ふる者ありと雖も是れ固より一監獄としては或は小ならんと雖も之を合して一と爲すに迨んでは又大に失するの傾あり加之將來周密に遇囚諸般の點に向て改良を施こさんと欲すれは治獄の原則として一監獄の定員を五六百人乃至多くとも七八百人の範圍に止めさる可からず果して然らば今日小に失したるが如き外觀あるも是れ寧ろ適當の監獄にして彼の千人以上を拘禁するが如き大多數の監獄は却て監獄管理法の要求する所と相容れさるものと謂は

さる可からず其他交通の便否刑期の長短歸國旅費の關係等に就ても亦考究を費さゝる可からず殊に拘置監に至ては裁判所の所在と密接の關係を有するが故に是れ又容易に廢止分合を行ふ可からず而して改正刑法の發布は忽ち在監人の多少に影響を來すへきを以て此等の點も亦大に參酌せさる可からず此の如く既に諸般の點より考究を施こす者とせば容易に廢止分合を爲し得へからさるや明かなり今正に主務局をして之か調査を爲さしめつゝあるを以て其廢止分合の如何に至ては容易に之を斷言する能はさるものありと雖も今日急に之を斷行する能はさるや勿論なり彼の英國の容易に廢止分合を爲したる所以のものは素と刑事組織の上に於て我國と等しからず加之國庫の費用に關せしめたる當時地方監獄の囚人は僅かに二万五千人に過きさるを以て之を我國の現況に比すれば二十五の監獄を要すれば十分なり然るに彼に在ては殆んど二百の監獄に拘禁せしめたるを以て優に廢止分合を行ひ得たるの狀況なりとす

問　將來の監獄拘禁法は宜く現行の囚人刑事被告人等共に併せて同一監獄の下に拘束するの方法を改め罪囚の分類に從て監獄を異にずるを必要なりと信ず此等の事項は漸次斷行せらるゝや否や

答　監獄の改良方法として在監人の分類を爲すことは極めて必要なりと信ず先づ其身分に依り若くは男女に依り或は年齡に依り罪質犯數等に依り之が區別を爲すと歐州各國の如くするに非すんば到底治獄の目的を達する能はさるなり然れども之に就ては少くとも監獄改築の伴ふものあり而して又大体に於て監獄の廢止分合に就ての方針を定めたる後に非すんば斷行する能はさるものとす故に今日容易に之を行ふ能はすと雖も將來の方策としては監獄は必ず此の如く分類收禁せさる可からさるものと確信す殊に幼年囚を現今の如き有樣にて拘禁するは罪惡傳染習爲性の虞ありからさるを以て是等監獄經濟の許す限りは可成速に類別拘禁して改善の目的を達することを圖らさるへからす　（未完）

○僚友

有馬四郎助

僚友とは職務の生涯を同ふする朋友也、

夫れ社會幾多の方面に於て、同類相合し同氣相投する朋友の出て來るは素より自然

の勢ひにして、而して其如何なる方面たり如何なる事業たるとを問はず、凡そ朋友なるものの大切にして且つ勢力の侮るべからざるものあるに至ては、今一々論證するまでもなく人世の事跡に照々たる所なり、宜なり友を尋ひて之れに親み之れに結ひて切磋相勵むへきは、古來屢々賢哲の訓言に見る所にあらずや、

人は朋友を獲る必すしも難事に非る可し、情と情と相接するの日は即ち朋友出て來るの時也、故に同窓の生涯、同位置の生涯、同遊樂の生涯、同嗜好の生涯の如き、其同生涯に於て皆朋友を伴はざるなし、然れとも是等の朋友たるは、酒客の多くは酒客と朋友たり碁客の多くは碁客と朋友たるか如く、主として事情の同しき所に在て延ひて他に及ぼす者なれは、其同しき所を除くの外は勢ひ其情緒滯がらさるを得す、然らは則ち眞正の朋友とは如何なるもの乎、

凡そ人の生涯なるものは單に嗜好に止まらす遊樂に止まらす、尚一の大なる目的を齎らして世を經過するもの也、而して其眞に朋友と云ふ可きは則ち人間として人道を踐み一世を經過するの同行者是れ也、彼等は其天職を愛し正義を愛し國家を愛するか如き、人として人の應に務む可き人道を踐まんとするか如き、此等の大本領に於て相一致し相感應する也、於是乎互に其憂苦患難を俱にするを厭はさるのみか甚しきは其一身を投して朋友の爲に犧牲となる者あり、彼等は漫に犧牲となるに非す、實に知己の爲に犧牲となる也、苟も一の知己を獲る生命を捨つるも悔ゐす、況んや區々たる浮世の名利をや、嗚呼夫れ人世の行路は漠々たり、唯た眞友あり以て緊く所あり、眞友なくんば人世は眞に荒野のみ、荊棘のみ、

吾人は論して茲に到る、我司獄官吏たる生涯に於ても亦須らく此意味に於ける眞正の僚友なくんば非るを感するの情禁する能はさるものある也、蓋し司獄の職務は罪惡を退治して心靈の敎養を爲すに在れは、各々其天職の貴くして光榮ある職分の一たるとを自覺し愛好する志士團結の必要なくんは非す、何となれは苟もこの難事業に當る者ヨシ光榮は則ち光榮なりと雖其行路は實に崎嶇として、難關多けれは也、若夫れ單身獨行せんか假令猛志ある、も誰れか神疲れ氣餒へ沮喪困斃に陷るの憂なしとせんや、此時に當て之に生氣を與へ希望を與へ復ひ絕望落膽の淵より起して能く活躍勇往せしむる者は唯た夫れ眞友の同情ある鼓舞奬勵是れならすや、故に知る可し、司獄官吏にして如何に技倆は圓熟なるも眞友を有せさる人は最も憐む可きの至りにして、縱し技倆には多少の欠くる所あるも一の眞友を有する者は實に羨む可き至りなるとを、而して今日に於ては却て我司獄官吏中にこの僚友の交際を等

閑に附し、善き朋友を獲んとを努むる者の少きは何そや、

吾人か主張する眞正なる僚友の必要なる所以は猶ほ未た爰に止まらす、更に司獄官吏の品性を高め以て感化の効を奏せしめんと欲せは、是非共眞正なる僚友の精神的結合に由るに非さんは能はすと云ふに在り、何を以て之を云ふ曰く人を敎へんとする者は先つ自らを敎へさる可らす、人を正さんとする者は先つ自らを正さゝる可らすとは、平凡なりと雖眞理たるを失はす當さに取て以て司獄官吏の規箴と爲し常時も之を身外に離す可らさるものたり、されば我々司獄官吏は如何にして自修自正の人たらんとする乎、

水は方圓の器に從ひ人は善惡の友によるとは是れ實語經の訓戒にして、耳に惡聲を聽かす眼に惡色を見すとは亦た是れ古への聖人の敎也、實に人は其見聞する所によりて樣々の感化を被らさるを得す、而して如斯吾人の修養に境遇の勢力の大なる殆んと無限なるとの事實を爭ふ可らすとせは、爰に善き僚友を撰擇するの必要を生するや論を俟たす、則ち僚友切磋互に相勵み長短互に相補ふ事是れ司獄官吏に取りて唯一の修養法に非すして何そや、如斯にして能く自家の品性を高め得ると同時に、初めて感化をも他に及ほすとを得るものなれば、眞正なる僚友の精神的結合の必要なる所以此に到りて益々明かなるを信する也、

若夫れ不幸にして僚友の撰擇を誤またりとせんか、之れ修養上由々敷大事と云はさるへからす、何となれは善化の力強きか如く惡化も亦た甚た勢力あれは也例へは屠殺場に生長したる子供は牛馬を殺すを何とも思はぬか如く、糞土を掬する農家の者は別段之れか惡臭を感せぬか如く、其周圍の境遇よりして其多くのものを惡化せられさるを得す、即ち徒らに鄙猥なる談話や、野俗なる見世物や、亂暴なる生活やの間に其身を置く場合に於ては、自然其氣品も下劣に其心持も最と賤しきものとなる可し、唯た夫れ僚友撰擇の誤まり茲に到る、豈に夫れ怖れて愼まさる可んや、

孔子曰群居終日言不及義好行小慧難矣哉と言義に及はさるは何そや其道德觀念の墮落したる爲め也、吾人は今日我司獄官吏中群居終日互に其唇頭を衝いて出る所のもの惡く之れ無益なる戲謔に非されは醜猥聞くに堪へさるもの若くは怒罵惡言にして一言の義に及ふものなしとは斷言せす、されと此句を諷誦する毎に愴かに之れ我司獄官吏か一顧を價ひすへき警戒點たるを信し、少くも此に陷らさる樣豫しめ、防備すへき點たるを信して疑はさる也、眞正の僚友を撰ふの大切なると上來述ふる所の如し、故に吾人は最後に言はんとする所他なし、友誼を結はんとせは先つ熟慮せよ

然る後は死に到るまで信して渝らされ

○司獄官特別任用の範圍を擴張すへし

早崎春香

監獄改良は大體に於て其內容を先にし監獄局長以下司獄官の位地を堪進すへし、とは余輩の前號に於て熱心に希望せし所、政府に於ても速に之を斷行せらるゝことなるへしと信して、さて其任用法如何にと顧るに、第一監獄局長を普通の文官より任用するは、何は擱き其位地、槿花一朝の榮にして交迭頻繁の弊に堪へさること、今日までの實驗に徵して明白なる事實なれは、速に其任用法を特別にし其位地を今少し安然ならしむへし、前號に希望したる如く其位地を高めて大審院長と對立せしめ、政治其他アラユル俗事に一身の名譽心を去り、專心一意罪惡矯正に身命を致さむとする、所謂献身的人物を招かは、假令死せる、ジョン、ハワードを地下に呼起すことは能はすとするも、生ケル、クローチ流の人物や、左なくも赤十字に於ける佐野伯的人物を得さるにも限らさるへし、斯くて監獄局長をして政治上の御都合に關係なき位地に卓立せし

むることと差當りての急務なるへし

典獄特別任用の範圍を三年以上獄務に從事したる判任官五級俸以上の者に限局したるなど必竟獄務に無經驗なる者の踏臺となるの弊を避くるの考案なるへく、一應尤には聞ゆれども實は些と狹隘に失したりと云ふへし踏臺となるは位地を高くせさるの罪にして、之を避けむか爲に三年間獄務云々の制限を付したるは聊嘘を嫌ひて食を絕つに類せすや、典獄は唯獄務經歷家の一種には限らさるへく宗教家、哲學者、醫學者の如き一種の信仰家、理想家、仁術家にして寧ろ其任に適する者もあるへし、監獄の學識もなく經驗もなく唯一地方の奇體なる德望家にして能く部下を統御し罪惡を感化することなきにしも限らさるへし、監獄事務官の任用亦然り

要するに監獄の事業は今猶試驗時代にして、殊に今日は革新時代なれは、其局に當る司獄官は唯一種の獄務經歷家に限らす、汎く任用の道を開かれむこと余輩の切に希望する所なり

○條件附裁判論（三）

小山松吉

（一）白國議院に於ける條件附裁判論

一千八百八十八年五月三十一日の法律案理由書を繙けは、開卷第一左の語の特筆せらるるを見る

刑事立法の問題は啻に犯罪者に科したる刑に依て、之を懲戒するを目的とするのみにあらすして、犯罪者を贖罪せしめ以て之を感化し再犯防止の方法を講するに在り

該法律案は司法大臣ルユーンより白國議院に提出せられ、同時に其理由書は公にせられたり、條件附裁判は當時實に刑事司法大問題なり、此問題に付白國司法省が全力を注きたる理由書の內容果して如何理由書に曰く、處刑者中には或は言渡されたる刑に相當する痛苦を感する者あり、或は啻に自己に於て痛苦を感するのみならす、併せて自己の不在中困苦に陷りたる家族に對する痛苦を感する者あり、或は之に反し處刑は一の空式に過きすして監獄を以て完備したる旅館と同視し、一時の滯在を以

て愉快となす者ありと雖も、要するに監獄の拘禁は多數人に對しては、自重心を有し及家族に對する愛情を相當に有する者より、轉して廉耻を思はす家族を顧さる薄命者に墮落せしめ、遂に犯罪より犯罪を累ぬるに至るへき關門なりと謂はさるへからす拘禁は稀に悔過遷善の効ありと雖も多くは德義を頽敗せしめ再ひ罪を犯し易からしむ而して贖罪に對しては拘禁は常に必要に非さるのみならす、拘禁の結果生すへき德義的觀念の壓抑は實に社會的危險として認むへき現象なりとす、是を以て政府は法律を以て、六月を超過せさる自由刑の言渡を受けたる者に對し、一定の期間更に罪を犯ささるときは、有罪の判決は消滅したるものとすとの効力を以て刑の執行を猶豫する權利を裁判官に授與せさるへからすと思料す、故に被告人は果して處刑判決に對する耻辱と其執行に對ずる恐怖に依り能く贖罪及懲戒の實を擧くるに足るへきものなるや否やを鑑別するの位地に在る裁判官は、能く之を審按し、處刑の判決をなしたるのみにて贖罪懲戒の効を生すへき被告人なりと認めたるときは、之に對し、一定の期間再ひ罪を犯ささるへしとの條件附執行猶豫を言渡すへきものとす、此期間を定むるには裁判官は被告の平素の行狀、道德上の情態、悔悟の程度を觀察するを要す、本案は立法的改正の趣意を以て提出したるものとす、故に猶豫の許否權を

全く裁判官か訴訟上得べき心證に一任して、政府はこれに對して毫も干渉を試むることなし夫れ刑事司法に從事する裁判官は、執行猶豫の言渡に付ては輕微の事件と雖も、愼重の注意を要す、裁判官は當に知るべし、刑事司法に係るものは私益に關する輕微の事件と雖も、立法者及政府の眼より見るときは、實に貴重なる利益にして且其範圍は廣大なることを、又裁判官は當に知るべし、彼等か恐るべき重大問題を處決するに當りても、濶然として落々たる行爲は能く必要なる社會的利益を增進することあるも、亦時に之を妨害するものなることを、政府か裁判官を信任して彼等に新なる權利を授與したるは彼等をして巧妙なる運用に依り新制度を適當に實施することを明かにせざるべからざる地位に置たるものなり」

何ぞ言辭の婉曲にして實際の運用を裁判官に求むるの切なるや、白國衆議院の中央部は政府案に贊成を表し、中央部の名を以て部長トーニッサンは報告をなして曰く「本案は刑の言渡を受けたる者か、猶豫の期間刑法に違背せさるときは有罪判決は消滅したるものと看做すとの効力を以て、判決の執行を猶豫するの權能を裁判所に許與したるものにして、實に大なる改革を吾人の面前に提出したりと謂はざるを得ず現今の立法權か未た許與せざる重大なる權力を草案第九條か裁判官に委任したる

以上は、其權力を實行すべき場合を精密に規定するは最も必要なるべし、於是乎二個の條件を具備するの要あり、即ち執行猶豫を言渡すべき者は未た曾て重罪輕罪の爲に處刑せられたることなき初犯者なること、及言渡されたる刑期は六月以內なることなり、吾人は現今の裁判宣告手續と相距ること遠き、此改革を果して認許すべきや、本制度を深く研究するときは吾人は此問題に對し贊成を表するに躊躇せず歐州諸國の刑事統計に依れは、二個の爭ふべからさる事實を證明することを得、何ぞや、曰く短期の刑は刑事裁判上薄弱なる効力を有するに過きず、曰く自由刑は處刑者を墮落せしむる効果を呈し屢々自由刑に對する期望と相反する結果を生ずと、自由刑は處刑者の德義的感覺を壓抑し、之をして自己の眼を以て自己を賤み、公共心を滅却し再犯をなし易からしむるに至る、是れ拘禁短期なるにも拘らず、處刑者早く墮落し且つ其家族の苦境に陷りたる場合に於て殊に多しとす、果して然らは、犯罪の爲に初めて裁判所に引致せられたる者に對し、刑の言渡をなしたる場合に於て、犯人悔過遷善し且つ其後の行爲に依り社會は彼に對し損害及危險を感せざることを證明するときは刑の執行をなさざるべしと雖も、若悛改せざるときは言渡したる刑を執行すべしとの脅嚇の性質を判決に附與するは、相當の方法にあらずや、然れとも一時の感情

に激し、初めて刑法を犯したる者に對しては、監獄は必ず當に其門戸を閉鎖せざるべからずと云ふには非さるなり、刑の執行の脅赫を附加せる判決か既に十分なる刑罰たることを顯はす以上は、換言すれは判決より生する恐怖及羞辱の感覺か既に贖罪たるに十分なる以上は、刑の直接の執行は必すしも之を赦免すべからさるものにあらす、而して法律か裁判官の公明正大なる品位に委任したる各事件に於て、猶豫せられたる刑の執行せらるるに至るべきや否やは、繫て一定の期間に於ける處刑者自身の未來の行動如何に在りとす、草案第九條は此期間の最長期を五年とせり、然れとも此期間を定めすして、判決を受けたる者をして永久入獄の脅赫に恐怖せしむるは、了解し難き條理なるのみならす、實に人道に反すと謂はさるを得す、何となれは此種の脅赫は刑罰其者よりは寧、痛苦なるべけれはなり、茲に第九條の意義に於て脅赫の効力あることを說明せん、處刑者は知らん、彼か更に刑法を犯すときは判決は執行ぜらるゝことを、又第二の犯罪に依り科せられたる刑は直に執行せらるゝものなることを、然らは則ち處刑者は自ら進んで善く其身を修むるに至るべく、單に以後決して刑法を犯さいるべしとの保證をなしたる者よりも、利害の切なるものあらん、茲に條件附と稱するは刑の執行の條件附なるの謂なり、判決其者は條件に繫るにあらさるなり、本案に付憲法問題を提出したる者ありたれとも是れ不當なり、假出獄の場合に於て國王の大權に影響なきか如く條件附裁判を實施するも大權事項に抵觸することなし、執行猶豫を附加する判決は普通の刑を言渡すものと同く國王より宣告せらるるものとす、立法權の作用を以て刑の性質を變し又は其執行を宣告若くは法律に依て定めたる條件の到來に繫らしむることは、我憲法の條文に於て禁止するところにあらす、而して國王の權利、立法者の權利、及裁判官の權利は各其權限内に於て行動し此れか爲に敢て犯さるることなし

白國議院に於ける條件附裁判に關する法律案の議事はユーン大臣の獨舞臺なりしなり、彼は豐富なる材料と精密なる觀察とを以て該法案に對し縱橫に辯論したり、懲治警察裁判所、懲治警察裁判所及警察裁判所とは簡易手續を以て輕微の輕罪違警罪事件を取扱ふ裁判所を謂ふに於ける禁錮の處刑者增加に付統計上の演說をなして曰く、我國に於ける單獨拘禁制は、一般に摸範的方法を以て實行せられたるを以て、外國就中僅少の分房制を有する佛國に比すれは、四人相互間に於ける道德上不當の傳染は能く之を防き得たるべしと雖も、懲治警察裁判所に於ける處刑者の增加は之を防くことを得す、嘆息の至なり、一千八百四十年には其判決總數九千十二件にして、一

千八百七十年に至る迄著しき增減なかりしも、以後長足の進歩を以て增加したり、即ち左の如し

一千八百七十年	一萬九百〇三件
一千八百八十年	一萬七千六百七十七件
一千八百八十四年	一萬九千七百三十五件

右遞加の現象は特別の原因あるにあらさるを以て、若茲に之を救濟するの方法を講せさるときは、年々歲々判決の數を增加し、一千八百九十年には二萬八千件に達するに至るへし、右統計の示すところに依れは犯罪行爲の增加に對し社會の安寧を保持せんとするには、獨り犯罪者の處罰と云へる一點のみに滿足する能はさると明なり」同大臣は又該法律案の基本に付詳細なる觀察を試みて曰く「禁錮刑を不當に適用するときは風儀頽敗の効果を生す、夫れ刑は刑事々件の增加を目的とせざるを以て、刑の不當の適用より惡結果を生することあれは之を避くるの方法を試みさるへからす、本案の精神を以て刑事制度の寬大主義を目的とするものなりと觀察する者あらは是れ實は誤解なり、强て之を言ふときは本案の精神は反て苛酷の主義より由來したりと謂はさるへからす、條件附裁判は不注意に刑を適用すへからすとの必要に適合するものとす、刑は危險なる器具なり、之を取扱ふ固より用意周到ならさるへからす、誠に用意周到ならん乎、危險なる此利器は、他の方面に於て銳利なる効果を顯はすに至るへし、特に刑は決して無益に適用するを許さるなり、抑々自由刑は短期なるか故に其効なきなり、果して然らは短期刑と長期刑とは固より日を同ふして論すへからす、實質的薄命、好酒、賭德、汚行、家族團欒の破壞、此等は總て一種の人民界を組成する層積にして實に刑罰を以てするも威赫する能はさる罪惡の大軍なり、故に短期刑の如きは之に對し毫も威赫の効あるへき理なし、右の所謂罪惡軍以外の處刑者に對しては或期間の繼續は眞の恐怖を感せしむへく、此種の拘禁は苛酷の性質を有す、短期刑は轉比例に於て囚人を頽敗せしむる効力を有するものなるを以て、犯人若比較的に端正善良なるときは嚴重に過くへく、若名譽の感覺尙存在するときは殘酷に陷らん若犯人の頽敗愈々大なれは刑罰に對する感覺愈々少かるへく、若自暴自棄の心を生し廉恥を思はす家族の不幸を顧みさるに至れは刑は全く其効なからん、短期の自由剝奪は處刑者をして恥辱を思はさる性質とならしめ、其家族をして侮辱を受けしめ、且一家の沈淪不幸を來たさしむるを以て一種の刑罰となすものなりと謂はさるへからす、果して然らば彼等は彼罪惡の軍隊たる好酒、賭德、汚行、家族團欒の破壞と

何ぞ擇はん、嗚呼此輩出獄後果して如何なる行動に出つゝき乎、思ふて茲に至れは寒心に堪えさるにあらすや、此種の刑は實に既に死したる感覺に對して執行するものにして、彼等處刑者に對し或は辛ふして一時の嫌惡を惹起することあるべきも、大率痛苦を感ずることなし、由是觀之裁判官をして此種の刑に對し必要なる區別を以て執行せしめんとする所謂條件附裁判制度を必要とする觀念を生ず、其れ豈止むを得んや

又社會的不公平と謂ふべきものありと稱し同大臣は痛快なる語調を以て演說して曰く、刑の執行の上には不公平の行はるゝことあり、是れ一面に於ては社會は殘酷なる執行をなして顧みさるものなりと謂ふも過言にあらず、試に一千八百八十四年に於ける判決總數を擧くれは左の如し

懲治警察裁判所及豫審裁判所に於ける自由刑の判決總數	一萬九千三百四十六件
警察裁判所に於ける拘留判決總數	一萬八千百九十七件
各裁判所に於ける罰金の判決總數	十萬三千二百三十八件
合計	十四萬七百八十一件

但浮浪罪乞丐罪に對する判決は包含せず

右數字に依るときは罰金刑の數は自由刑に比して殆と三倍に近し、而して金刑に處せられたる此多數の殆と大部分は罰金を完納する資力なき者なり、豈驚くべきにあらずや、富者は罰金を直に完納することを得、故に宣告せられたる刑は彼に對しては汚辱とはならさるべしと雖も、貧者は之を完納すること能はさるか爲に、換刑せられ禁錮刑の痛苦を受けさるを得す、等しく同一の罪過なり、犯人の富むと貧しきとに因り全く處罰の方法を異にす、是れ公平の處分なる乎、榮辱の感覺及家族に對する愛情は富者のみ獨り之を思ふ切にして、貧者は然らさる乎、等しく同一の罪過なり、富者は何か故に恥辱なる痛苦多き禁錮刑を免かれ、貧者は何か故に身刑餘の人たるの烙印を黙せられ、可憐なる妻子を飢寒に泣かしめさるべからさる乎、貧者に對してのみ換刑處分をなす公平の處分と云ふを得さるなり、換刑の不當なる實に公平を失すと云ふのみに止まらは可なり、否之より甚しき弊害の存するあり、夫れ禁錮刑は德義を頽敗す、故に罰金に處せられたる者換刑せられ、一度監獄の知友となり、社會に歸れは得ることころのもの果して何そ、曰く再犯をなし易き惡習を身に附著せしめたるに過ぎず、多數の換刑者果して斯の如しとせは是亦留意せすして可ならんや　（未完）

○精神の聯絡

白井靑峰

凡そ或る一定の目的の爲めに多人數集合するの團体、若くは或一定の目的を有する組織的の機關は、互に相信認して精神の一貫するあるにあらされは、其目的を達する能はす、即對等の關係なりとせは、相互に利弊の在る所を討究し伸張すへきは伸張し讓歩すへきは讓歩し、以て其中心として一貫すへきの精神を把持し、事に從はさるへからす、而して又上下の關係なりとせは、各其權域を恪守し、其間雍々融和、上は以て下を慰め下は以て上に服し、其本然の目的の爲めには精神を一にし之に當らさるへからす、是れ事物に欠くへからさるの軌道なりと謂ふへし、若し夫れ此軌道を脫せんか奚そ事物の全きを得んや、各般の行政機關にして組織的に上下の聯絡を爲す各官府の官人にせよ、將た又官府以外の事業若くは機關の組織員にせよ、皆此精神の一貫を要するに外あらされは、其事を完ふする能はす、各般の事然り、況んや監獄の如き他の行政機關に比して特別の性質を有し其大部分は精神的の事務に屬する者に於てをや』

監獄の性質否監獄終局の目的は如何、吾人は今更ら學理的に之を說明するの要を見

ず、唯夫れ廣汎の意味に於て、監獄終局の目的は罪囚の改悛感化(或は敎育と云ふも可ならん)以下此語は同意味なり)にありとせよ、所謂改悛感化の目的は如何にして達し得へきか、此改悛感化なるものは、普通の物質的の智識に俟つへきものにあらすして幽遠微妙の趣味を有する精神的の事務に屬するものなるを知らさるへからす、由來監獄事業は、社會問題として重要の地歩を占むるものなるに拘はらず、從來殆んと捨てゝ省るものなきか如くなりしか、近時漸く社會の問題となり、人の注目を惹くに至り、其性質も亦自ら明なるに至れり、監獄事務が普通の行政事務と異るは、即ち此改悛感化と云ふ形而上の動力に基礎を置くの點にあり、之れが局に當るもの先づ其精神を效し以て實踐躬行するの理も亦明なり、

監獄は典獄以下の吏員、一貫の精神を以て悉く一致融和し、眞摯忠實精神的に罪囚の處遇敎養に當るにあらすんは、其目的を達すると能はす、若し夫れ不幸にして其統一を欠き、上下に信認の脈絡絶へ、典獄たるもの下僚を遇するに、徒らに器械的に其關係を保ち全然慈愛親切を度外に置き、下僚たるもの典獄若くは己の上たるものに對するに、尊信の誠を欠き、常に姑息冷淡動もすれは猜疑を以てするか如きことありて、一致の精神を欠くに至らは、到底斯業の目的を達すること能はす、典獄は如何に鋭意熱

心寢食を忘れて幾多の施設經營を爲すも、下僚たるもの精神的に是れが實行の任に當らされは、典獄の精神は中道にして阻絶し其實行の効果として現はるゝものは、典獄の精神にあらすして之に背馳齟齬したるものなるへし、唯單に典獄の命なり訓示なりとして、表面的に其形骸のみを守り、誠實に其精神の在る所を究めす、亦之れが實行も精神的にあらすして形式的なるに於ては、禍根は常に其間に胚胎し甚しき失態を來たすことあるを免れす、司獄の職守の困難なる所以は、即ち此精神的に働作するを要するにありて價値の存する所も亦此處にあり、頃日監獄改良の一端として嘖々唱道する司獄官吏待遇上進の理由も亦此處にあり、

萬事に於て、精神聯絡の必要なるは論を俟たすと雖とも、監獄事業の如きは殊に其必要ありとす、然るに我邦の通弊として、動もすれは上下一貫の聯絡を欠き、以て精神的の活動を失ひ意外の結果を惹起することあり、司獄の職に在るもの其數多く或は多少の玉石混淆を免れず、爲めに全班の中或る分子に於て、或は其圈外に脫するものあるは免れ難かるへしと雖とも、苟くも上司の指命に由り直接部下を指揮監督し、若くは之れが補助の任に當り併せて又其師範儀表たるの地位に在る者にして、一貫すへき精神の在る所を度外に置き、唯形式的に其事に任するが如きものあるに至りては

誠に寒蟬に堪へさるなり、苟くも既に一部の指揮監督者たり、又之れが師範儀表たるの地位に立つ者にして、斯くの如く其一貫すへき精神の聯絡を阻絶するに於ては、之れが下流に立つもの、精神の聯絡を欠き、不測の結果を現出するが如きことあるは蓋し免れさるの數なり、

監獄事業は其性質精神的の事業にして、社會凡俗の上に一頭地を抜きたる高尙の觀念を以て之に當るを要するは明なるに、古來の歷史的事實は此に出てさりし爲め、世人の多數は動もすれは尙ほ今日の司獄官吏を藐視し、甚しきは醜陋の辭を以て之を侮辱するなきにあらす、彼等の言動や無禮なりと雖とも、而かも司獄官の一部にだも斯る指議を受けさるへからさるの固陋頑迷者ありとせは、監獄改良の動機促進上に於て甚た悲まさるを得す

吾人の言ふまてもなく今日に於ける司獄官吏の責任は頗る重大なり、今日の司獄官吏は內外二面の責任を有せり、一は當然監獄の目的たる改良感化の實を擧け、一は從來の不名譽を恢復せさるへからす、此二面の責任を完ふする所以は、即ち精神的に職務に從ふの思念に在らさるへからす、然るに上下に精神の聯絡を欠き、而して精神的に職務に當るの思念を欠くに於ては、內は以て監獄の目的を達する能はす、外は以て

司獄官吏の名譽を恢復する能はす、斯くの如くんは如何にして監獄改良の實績を擧くるを得んや、

監獄改良上の問題として、新たに施設經營すへきもの多々あるも、而かも其實行に當りて、精神の聯絡を欠き精神的の働作を爲ささるあらんか、到底其實効を奏すること能はさるへし、吾人は監獄改良上、先づ斯精神の聯絡を得るに努むるを以て急務なりと信す、

講話

本稿は監獄學校クルーゼン講師か司法大臣の命に依り北海道廳に於ける典獄協議會に臨場し閉會後即八月十一日同所豊平館に於て各地典獄同地方官吏辯護士等參會の席上に於て講話せられたるものなり

○萬國刑事聯合會及其目的

萬國刑事聯合會は千八百八十九年に有名なる三刑法學者フランス、フオン、リスト(伯耳義監獄事務長官にしてマルブルク教授にて現に伯林大學教授)アドルフ、プリンス(白耳義監獄事務長官にし

てブリユツセルの刑法教授(及フオン、ハーメル(アムステルダム刑法教授)の創設する處にして多數の刑法學者を網羅し各專門の科目につき著名の學者を包含せり此會の創設により近世刑事社會學派は舊刑法學派に對し始めて連合的反對の旗幟を翻せり本來舊刑法學派は刑法學を極めて狹隘の範圍に措き刑法唯一の目的を犯罪の意義を學理的に研究し此研究の結果により發見したる理論を刑法の各場合に適用するに在りとせり此學派の有名なる首唱者にして今尚ほ生存する者は伯林の刑法學教授ベルチル及ライプチツヒ大學教授ビンヂングなり此學說により薫陶せられたる法律家は刑法の學理的研究に對して與へたる功績は尠からずと雖ともを犯罪減少するの問題に對しては何等の働きをも及ぼさゝりき之に反して所謂刑事社會學派は犯罪を減少するの目的を達せんか爲に刑法上に於ける研究の範圍を擴張せり此學派の主張する所によれは刑法の學理的研究は重要にして且實際上にも欠くへからさるものなりと雖とも仆は唯刑法學者の目的の一部分に過きさるなり本來犯罪は其原因を充分に知得すれは撲滅することを得へき箇人幷ひに社會の生存に對する特種の現象にして犯罪の原因の一部分は犯人自身に存するものなり故に近世の刑事人類學派(此學派の重なる主張者はチユーリンの精神病學者ロンブロソー

なり)か犯人自身の原因のみに重きを置くは誤れるの甚しきものにして犯罪の原因は寧ろ重に社會的の性質に存す換言すれは犯罪は各地の社會上並ひに生産上の千係に起因し下級社會の實際の位置就中工業に從事する勞働者の勞銀の千係及關稅法、租稅法に次て學校教育貧者及孤兒の保護等か大に影響するものなり

犯罪の原因は以上の千係に起因するものなるか故に犯罪撲滅の策を講するに先立て以上の千係を充分に研究するの要あり之を以て刑法學者の研究の範圍は學理的研究の外尙國民經濟學、統計學、醫學、心理學等にまて及ほさゝるへからす之れに由て犯罪の撲滅或は著しき制限は既に行ふたる犯罪に對して徒に刑を科し及之れを執行するとのみによりて遂し得らるゝものに非さるとを知得するに足らん故に犯罪を撲滅するには先つ犯罪の原因を豫防するの策を講せさるへからす凡て刑罰は唯に犯罪に對抗する手段の一に過きす即ち豫防方法を以て豫防し得られさる者に對して適用すへきの手段なり今豫防方法として認むへき手段の重なるものを擧くれは適切なる窮貧法を制定すると、病者罹災者及癈疾者に對する保險を實行して經濟上の弱者を保護すると、勞働時間の最高限を定むると、アルコール性飮料の濫用を防止すると、住居法を制定して勞働者をして廉價に住居を構へしむると其他租稅及關

稅の正當なる賦課を爲すと就中既に孤兒となりたるもの或は孤兒と同一の境遇に陷れる下級社會の少年に對し有力なる保護を與ふること之れなり

之等の少年は之れを放置すれは營業的及習慣的犯罪者の一群となるのみならす豫め之等のものを保護するか爲に費すの費用は既に犯罪者として刑事裁判官の面前に引致され而して後强制教育を施す爲に費す費用に比すれは監獄事業及行刑の範圍に於て遙に二倍も三倍もの節約となる

刑事社會學派の主張者は現行刑法には多くの欠點あるを以て之れを除去するの必要あることは已に業に承認する處にして即ち通常必要よりは寧ろ有害と認むへき短期自由刑の過度の適用及罰金を自由刑に換刑するの處分(此場合には富者は容易に之れを拂ひ貧者は常に禁錮せらるゝの結果を生す)現に各國に行はるゝ刑事裁判と行刑と相分離すること(之れに由て刑事裁判官自已の科したる刑罰の効果を傍觀するに過きす)の如きは之れを除去せさるへからすとせり

萬國刑事聯合會は以上述來りたるものと同一の感念に基きて成立したるものなることは創立者か起草したる規則に於て明に之れを窺ふことを得今其規則中に規定する處を左に抄錄すへし

第一條　萬國刑事聯合會は犯罪並に犯罪撲滅の手段を單に法律學上の方面よりのみ觀察せすして人類學並に社會學の點よりも觀察せさるへからすとの意見を代表し犯罪及犯罪の原因並ひに犯罪撲滅の手段を學理上より研究するを以て主眼とす

第二條　萬國刑事聯合會は其目的の綱領として左の規定を設く

(一)　刑の要は社會に現出したる犯罪を撲滅するに在り

(二)　右の理由あるを以て人類學幷ひに社會學研究の成績は刑法學上幷に刑法制定上に斟酌する處なからるへからす

(三)　刑は犯罪を撲滅する有力の手段なり然れとも刑は犯罪撲滅の唯一の手段に非す故に刑は犯罪撲滅の他の手段就中犯罪の豫防手段との連結を斷つへからす

(四)　習慣犯幷ひに機會犯の區別は學理上幷ひに實際上尤も重要なり故に此區別は之れを立刑の基礎として用ゐさるへからす

(五)　裁判と行刑とは同一の目的に出てさるへからす刑の宣告は刑の執行によつて初めて其効果を收むるものなり今日の刑法に於ては常に行刑と裁判と

相分離するは其當を得たるものに非す

(六)　我々の主張する刑罰の主義よりすれは自由刑は最上の位置を占むるものなれは萬國刑事聯合會は監獄及之れに類する營造物の改良に特別の注意を以て盡力すへし

(七)　聯合會は短期自由刑の代りに他の刑罰手段を設けて同一の効果を奏せんことを希望す

(八)　長期の自由刑に在ては刑期の設定を唯に刑事訴訟手續の結果に一任せすして之れか設定につき行刑上にも關係を保たしめさるへからす

(九)　感化すへからさる習慣犯者は縱令輕微なる犯罪なりと雖も之れを屢々犯すときは可成長期の刑を執行して除害せさるへからす

千八百九十七年規則改正の際第二條は刪除せられたり萬國刑事聯合會々長は第二條は必すしも各細目に亘りて會員を覊束するものに非すとのことを說明せりと雖とも之れか爲に著名の刑法學者か各細目につき意見を異にするか爲(例令は不定刑期の宣告を實行せんと欲する者の如き)脫會するものあるを恐れ第二條は多數會員の意見に一致するにも係はらす之を刪除せり

萬國刑事聯合會は創設以來十一年間に八回の大會を歐羅巴の各首府に開設し各地に支部(地方部)を置き支部は獨立の働きを爲し且地方會議に於ては主として各地方に特に必要なる問題を討議す萬國刑事聯合會は今日世界の各地に於て七百人以上の會員を有し會員中監獄事務に精通する著名の大家例令はクローテー、ヴァルトストレンク、フォンエンゲルベルヒ、ブロックウエー、ウインス等並ひに聯合會は概して監獄事務及行刑上に特別の利益を與へたり今刑事會議に於て討議したる問題を擧くれは短期自由刑に換ゆるに他の刑罰手段を以てすると殊に條件附裁判及無禁錮の強制作業、感化すへからさる習慣犯者の處遇方法、再犯統計の改良、幼年犯罪者に對する規則の如き是れなり

其他フォンリスト敎授か聯合會に於て爲したる演舌と比較說明を以てする現時の立刑なる表題の下に我々か文明各國の現行刑法を學理的に說明したるものとを合して全集二卷を出版し第一卷に於ては歐州各國の現行刑法を說明し第二卷に於ては歐羅巴以外の諸國の現行刑法を說明せり日本刑法はドクトル、レーンホルム敎授之れを編纂せり

聯合會の多數會員中日本に於ては余を除くの外日本新刑法草案を獨逸文に反譯し

たる岡田學士唯一人あるのみ之れ實に痛惜の至りに堪へさるなり萬國刑事聯合會の研究したる問題たるや實に日本帝國に對して大に裨益する處あるのみならす日本は今や刑法改正の機運に際會するを以て近世刑事社會學及刑事人類學研究の成績に注目するは尤も必要なり萬國刑事聯合會の報告は獨逸語及佛蘭西語を以て絕へす世に公にせられ刑事社會學並ひに刑事人類學の研究に對し尤も豐富なる材料を供給す故に余は萬國刑事聯合會の目的か日本の贊助を得て日本の立刑及行刑上に裨益を與へんことを切に懇望するものなり萬國刑事聯合會の首唱者中最も有名なる獨逸刑法學者リストは日本に於て地方部設立の擧あるに至らは滿腔の歡喜を以て謝意を表するや疑を容れさるなり

○實務演習　(第五回)　一月二十日(土曜)

於警察監獄學校　小河滋次郎講述

前講に於て典獄の職務中の假出獄の上申を爲す事に就て述ふる所ありしか今回は其の上申の事に付て陳述せん

獨逸の刑法に依れは即第二十三條及第二十五條に其の規定あり

長期の懲役又は禁錮に處せられたる者は其の期限四分の三にして一年以上を經其間行狀正しきときは其の承諾を得て之を假に出獄せしむるものとす

此外色々の規程あれとも要は此の長期の刑期又は禁錮に處せられたる者は本人の承諾を得て假に出獄せしむることを得るなり日本の刑法と異なる點は一年七箇月以上に非されは出來さるなり即一年以上を經過して猶ほ刑期四分の一と云ふなり而して猶ほ日本と違ふ點は囚人自身の承諾を得て假出獄を爲し得るなり我か刑法に於ては第五十三條に此の假出獄の規定あり然して此の假出獄は刑法の期限又は如何なる種類の囚人に對して適用すへきものと云ふ事に付ては其の詳細の手續は余の著述せし「監獄學」の百四十四頁を參照せらるれは明瞭すへし

抑々此の假出獄の起源は英吉利に於て善良の級に進みたる者を監獄に於て嚴重に刑を執行する代りに執行を寬にして外に於て爲すと云ふ事を假に設けたりしか其の行刑手續か佛蘭西に於て變して初めて各國の法律上に一の規定となるに至れり夫れ迄は純然たる行刑制度の性質を有ちしものなり今日に至りても假出獄後猶ほ刑の執行を受け居る性質は變せさるものにして監獄に於て刑の執行を受くる代り

に外に於て執行せられ居るなり故に假出獄は矢張り囚人の一部なれとも之を支配せらるゝは行政の一部なるを以て其の品行を愼む以上は行政上に於て處分せらるゝなり然るに我か現行刑法にては此の假出獄の精神を行刑者か了解せさる爲めに殆んと警察に一任し又此の規則に違背せし行爲を以て無理に附加刑を逃れたる即と爲し所謂重輕罪の假出獄を免する行刑規則に違背したる罪と爲さす其の行狀か附加刑を逃れたるものと爲し居るなり何そ重輕罪を犯せし時に至りて始めて假出獄を停止するに及はんや規則に違犯したるときは假出獄を停止して可なり刑法の附加刑の中に監視は有れとも特別監視は有らさるなり之を嚴正に解釋すれは特別監視は監視に非さるを以て特別監視違犯は附加則に問ふへきものに非す乃ち重輕罪に問はされるものなれは之を假出獄者か遵奉すへき規則に違背せし爲めに附加刑を逃れたるものとして之を停止するは我か現行刑法の精神を誤解せしなり併し多くの裁判例は此の解釋を以て假出獄を停止するの例なり

此の假出獄の條件の一として今獨逸刑法に於て或る一定の期間監獄に於て充分なる刑の執行を畢へたるものなりと云ふことを論するは最も其宜きを得たるものなるへし此の一定の期間に付ては各國其の期限を異にせり即英吉利は少くも在監期

間を五年として五年を經たる者に始て假出獄を許し獨逸は一年を經過したる者に假出獄を許すの定めなり即ち英國は五年獨逸は一年を以て最短の期限とし英獨俱に刑期四分の三以上を經過するを要す、最短期の制限あるは假出獄の性質として起源上必要の事なりホルツエンドルフ氏は最下限二年を以て適當とし獨逸の一年は短きに失し英吉利の五年は長きに過くるを以て二年か適當と云ふ意見なり然るに我か刑法に此の最下限の制限なきは一の缺點なり併し乍ら此事に付ては特に諸君に注意したき事あり內務省の假出獄に對する實際の手續に於ては成るへくは此の最下限を置くと云ふ方針にして即今日に於ても大概其の方針か典獄會議其外の會議に於て發表し居るを以て實務官の上に分り居るにも拘らず猶ほ一年以上の短刑期の者に對して上申を爲すことあり然れとも此等は認可せられさりしなり成程一年六箇月にして罪質と云ひ品行と云ひ法律の表面より許して差支なけれとも僅に一年六箇月の短刑期に對して定規の監獄の刑を加へたることにするは殆んと初めより刑を加へさるると同樣なり故に極めて短刑期の假出獄は之を認可せさるは數年來の例なりとす其の短刑期、長刑期に付ては其人に在るを以て之を斷言し難けれとも先つ此の上申は實際行政官の手續なるを以て二年を經過して可なるへけれは即一年半は原則として提出せさるを宜しとするの考なり

我か刑法改正草案にても最下限を認めす是は余か未た法典調査會に出席せさる前に決定したるものにして恐らくは調査會も深き考案なかりしか如くなれは猶ほ二次會には之を述ふる考へなり且つ其の範圍を廣めて左の如く規定せり即草案に

第三十六條　禁錮又は懲役に處せられたる者更に重罪を犯すの虞なきときは有期刑に付ては其の刑期三分の一、無期刑に付ては十五年を經過したる後に行政處分を以て假に出獄を許すことを得

とあり範圍の廣くなりしと云ふは即刑期四分の一を改めて刑期三分の一を過きたる者は假出獄を許すことにせし廉なり爰に現行刑法は三罪主義を執りて違警罪、輕罪、重罪とせしか今日の草案に於ては違警罪は輕罪に變はりしなり猶ほ調査會も詮議中なれは或は名稱は變はるへけれとも此の違警罪は輕罪と承知せられんことを乞ふ

余は此の刑期に對して猶ほ最下限を定めたき考案を有せり其れは刑期四分の一を改めて三分の一とするを可なりと思ふなり茲に所謂最下限とは在監行刑期間の刑を執行する最下限を指す例へは長期の懲役に處せられ二年以上を經、行狀方正にし

て更に重罪を犯す虞なき者は云々と云ふ文字を入れんと欲す

爰に一の疑問あり此事は前講に於て述へしか現行及改正草案に依りても又獨逸の刑法に就ても未決拘留の期間を刑期に算入する場合なり此の場合に於て例へは十日なれは十日の未決拘留期限を茲に所謂在監期間の最下限に算入することを得るや否やと云ふ問題なり是は隨分議論に依りては法律か單に二年以上を經と云ふことに定めあれは疑ひの起るへき所なり獨逸の現行法も之に對して疑問を生すへき規定なれとも實際に於ては未決拘留の期間は最下限に算入せさることに解釋し居るなり猶ほ一の問題あり是は疑ふへき所なきか如くなれとも例へは獨逸の刑法に「二年以上を經過し」とあれは刑期一年の者は假出獄を受くるや否やと云ふに其れは一年四箇月にあらされは能はさるへし何となれは假出獄を許すには刑期四分の三と云ふ事あり若し一年の者に對して假出獄を用ゆれは八箇月にて許さゝるを得されとも刑期一年以上と云ふ條件なれは一年の者には如何にしても假出獄を許すと能はさるなり

猶ほ此の獨逸に於ける假出獄の手續に關して千八百七十一年一月二十一日の內務司法兩大臣の訓令あるを以て其れを參考の爲めに述へん其の第一條は茲に示すの

要なけれは之を省く

第二條　假出獄は各囚人より自己の權利として請求する能はさるものとす

假出獄は恩賞の性質を有するものなるを以て典獄に於て囚人の行狀方正にして眞心悔過遷善に趨き且つ出獄の後に正業の道を誤らさるとを確認したる者にあらされは之か處分の許可を上申せさるものとす

又其の二條の中に

假出獄すへき囚人は在監中能く獄則を遵守し且つ其の行狀方正にして出獄後充分假出獄の旨趣に適する善良の成績を顯はすこと必然と認むる者にあらされは之を許可せす在監中嘗て獄則處分を受けさるの事は單獨に假出獄の理由と爲す能はす

是は習慣犯抔に於ては諸君も實際の經驗あるへし行狀も善良獄則も能く遵守し、命令も能く遵奉する者多けれとも單に其の種類の者にして獄則に違背せす若くは命令に背くことの無かりしと云ふのみにては假出獄の條件とならさるなり之に反し獄則に對し些少の犯行ありしも其の行爲にして惡意に出てす其他總ての行狀方正なるときは之を以て假出獄の請求を拒むの限りにあらす

此の意味は多少の犯則あるも其の犯則は極めて輕微にして然も其の事柄は惡意に出てす其の前後の擧動は極めて方正なる者に對しては二三回の犯行ありても之を理由として假出獄を拒まずと云ふにあり是は至極尤にして現に各地方より內務省に提出する假出獄の理由に付ては如何にも此の四人は長き在監期間少しも獄則に背きたるとなく其の行狀錄を見るときは圓滿に過くるか如し隨分正直なる者にても一點の犯則なき能はず如何に行狀方正なるも長き間には一二回獄則處分を受けさるを得さるへし併し其の當局者に於て一二回にても犯則ありては不可なりとの念を有するにあらさる乎在監者か長き期間一回の犯則なきを保つと云ふことは想像の及はさることなり若し之れ有りとすれは或は之を一方より邪推するときは監督の眼か屆かさるやの疑ひなき能はす又諸君も同感ならんか其の二三回の犯則は敢て顧慮する所にあらす只其の情狀にして分明なれは可なるを以て多少の犯則處分を受けたる者は少しも遠慮するに及はさるなり

次に第三條に就ては別に述ふるの必要なし

第四條　四人か在監中の行狀を視察するの外尙ほ出獄後生活上の關係即放免地（放免せられて落付く先きに於て）に如何なる方法にて生計を營み又如何にして此の機會を利用して正路の良民に復歸するの目的を有するかは特別に視察するを要す

在監中の視察は勿論其の者か如何なる理由にして善良なる生活を求むると云ふ事を特に視察せさるを得す

日本の現行刑法に於て假出獄者を別房留置に置くと云ふことは假出獄に入ると云ふ事なり行く先きの無き者に對して假出獄を許すは萬々あるへからさることゝ思ふ

典獄は以上に記載したる事項を精密に調査し且つ四人をして正當の職業に就かしむるが爲めに相當の保護を與ふるの義務を有す故に典獄は此の目的を達するか爲めに豫め當該警察署若くは市町村役場又は場合に依りては當該囚の放免地又は其の近傍に居住する正良なる一私人、監獄に關する組合（例へは免囚保護協會等）に照會して取調を爲し若くは之か善後の方法に關する紹介の勞を執ることを要す但し四人若し放免地に於て不正の生活を爲し又は不良の儕輩と交際を爲し重ねて犯罪を爲すの恐あるときは假出獄の上申を爲すへからす

又此の末段に左の如くあり

假出獄の上申書には典獄の意見の外に司獄官吏會議の決議書を添附するを要す

即本人に對して會議一致を以て認めたりとの決議なり彼地の小監獄にありては典獄は無く署長なるを以て斯る場合には直に監獄支署長の如き者の合議を以て決するなり我邦に於ては其の支署に於ける囚人も典獄か確認する規定なれとも之を其の支署の合議を以て決するときは全然其の支署に在る者の一致を以て確認することと能はさるは明かなり且又彼國に於ては小監獄に二人の高等官在ることは少きか故に會議錄を添付することと能はす斯る場合には其の出入する或は常設しある教誨師の意見を添附するなり

獨逸に於ては監獄會議の設けなきときは大監獄に於ても教誨師の意見を添附するの定めなりしに今日に於ては此の教誨師の意見を添附することを廢したり然れとも多數の高等官の意見か一致せさるときは刑に教誨師の意見を添ゆることを得るなり

第五條　假出獄の上申に於て司法大臣の認可を得たるときは典獄は猶豫なく直に之を執行すへし

當該囚若くは其の親戚より假出獄を請求するときは典獄先つ之を檢査し許可すへからずと認あたる者は之を却下すへし但し上級官署に於て特に其の請願に對する意見を求めたるとき(特に或る囚人の請願せし事に就て典獄の意見は如何なるやと求めたるとき)は此限に在らす

七十一年の內務司法兩大臣の訓令は右に列擧したる如くにして又同年の十一月三十日の省令(單に省令とあれとも恐らくは內務司法の省令ならん)に

刑期四分の三を經過し此の期間中品行方正なりしと雖も之を以て直に囚人の假出獄を爲さしむる理由となすに足らす典獄は拘禁中囚人の品行を觀察するのみならす其の入監以前の事及ひ其の犯罪の性質等に就て精密の調査を爲し實際改悛の狀を確認したるときに限り假出獄の上申を爲すへし殊に財產に對ずる再犯以上の者に就ては最も嚴密なる調査を爲すと必要なり

右は七十一年の省令なれとも今日に於ては少しく異なる所あり此の省令の末段に「財產に對する再犯以上の者に就ては最も嚴密なる調査を爲すと必要なり」とあれとも今日は此の財產に對する再犯以上の者に就ては假出獄を申請するは不可なりとの事か省令か訓令にありたり今其の根據を調へ置かさりし故に委はしく述へ難け

れとも殊に財產に對する再犯以上の者に對しては別に假出獄を規定せられたることは慥に分り居るを以て後に調査の上之を示すへし

假出獄の旨趣は平生能く囚人に理解せしめ置くを要す漫然唯こ行狀方正等の事を以て容易に假出獄を許可せらるへしとの考を起さしむ可からす假出獄は特別の恩典にして諸般の事情を斟酌し幾多の條件の完備せる上に於て上申し而も許否の權は一に上級官廳(即日本に於ては內務司法兩大臣、獨逸は司法大臣)の決定にあるを以て監獄は之を豫想し得へきものに非さることを說示し置くへし

假出獄上申の事は秘密を要す上申したることは囚人に豫言するを禁す若し之を豫め告くることあるときは往々にして他の行狀善良なる囚人を失望せしめ自暴自棄に陷らしむるの恐れあるを以てなり

此事は今日迄我邦に於ては餘り其の弊を見るとなし其の故は假出獄上申は稀有にして多くは儀式的手續を爲すに過きす典獄より上申すれは許可するの例なれはなり獨逸に於ては假出獄は囚人より請求する定めなるを以て從て其の件數も多く其の統計表に依りて見るも百人の上申中、許可する者は三分の一若くは半數に過きす餘は假令典獄の上申にても之を許可せさるなり去れは監督官廳は餘程

其の前後を精密に調査して之を許可せさること多し故に若し豫め上申せし事を囚徒に知らしむるときは差支を生するなり日本に於て此弊を見さりしは上申せしものは之を許可せさること少きか爲めなり然るに此度の改正草案にては將來此の假出獄を奬勵することになりたれは從て之を申請すること多かるへし就ては上級官廳に於ても充分之を調査せさるを得されは其の調査の結果或は許可せさることもあるへし故に此事は囚人に對して秘密を要するなり是迄我邦にても秘密にせしものなれとも或る所にては却て之を囚徒に知らしむるか可なり迚豫告する事か行はれたり余は此事は不可なりと思ふ殊に地方より上申する向に於て其の書類を見れは之を囚人に直接に知らしめさるも其の警察署或は町村役場等に照會する場合に誰某の假出獄を上申するに付て詳細御取調ありたしと云ふか如き事を往々記載しあり是等も直接に知らしむるには非されとも之を公に照會するときは自然其の親族にも分り隨て本人に通することあるへし故に若し之を照會する必要あるときは調査上の爲に照會すると云ふことに爲し假出獄云々は表明せさるを可とす

獨逸にては此の假出獄を許されたる者は總て警察の監視に附するの規定なり然し

て此の規定に於て矢張り獨逸にても警察監視と稱すれとも此の監視の條件に於て異なる所あり即其の條件に

此の監視規則に違犯したる者は直に假出獄を停止す

出獄後外國に行かんと欲する者又は外國人にして其の本國に歸住すへき者に付ては假出獄を爲すことを得す

とありて是は外國に在りては警察監視を施行することを能はさるを以て之を許さゝるなり此他假出獄に關する我邦及獨逸に於ける詳細の規定に付てはゼーペッハ氏の「獨逸監獄法講義」二百九十九頁乃至三百十四頁に記述しあり其の後改正せし箇條もあれとも兎に角之を參照せは明瞭すへし並に拙著「監獄學」百四十頁乃至百四十六頁を參考せられんことを乞ふ

右に陳述せし所にて假出獄の事は畢りたりは是れより更に端緒を改めて講述せん

破監、逃走、風水害、自殺、傳染病等に關する監獄重要の出來事に就ては典獄は只形式の報告を爲すに止まらす明瞭に其の實況を詳具すへし殊に逃走、自殺等に付ては之に關する檢束上の實況（其の錠前は如何にてありしと云ふ事或は逃走、自殺を爲すに至

りたる直接間接の原因等に付て詳密且つ確實の調査報告する所あるを要す

是は分り切りたる當然の事なれとも特に諸君の注意を乞はさるを得さる事あり我邦に於ては此の自殺の事に付て未た報告はあらされとも逃走其の他諸般の報告に於て其の報告か確實に且つ詳かならさる爲に本省は之を處理するに當りて其の眞相を知ること能はさるを以て屢々照會往復するとあり今假に逃走者ありとせんに此の報告に依りて典獄以下當該官吏の責任を問ふて重要なる處分を爲さゝるを得ざるか故に最も此の報告に重きを置き其の眞相を明かならしむるの必要あり

逃走報告の場合に當りては例へは看守配置の方法、全躰配置の規定か如何なりしか又看守勤務か如何なる具合なりしか監房の模樣即囚徒か逃走せし監房の位置、構造逃走し易き位置なりしか或は何處かに缺點ありしか又逃走せし監房の搜檢を如何なる風にせしか晝夜勤務引續の當時に異狀なかりしか又互に引續場合には看守長か糺さゝるを得す隨分看守か座睡りせしとか或は酒を飲みしとか或は怠慢の狀は無かりしとか又囚徒の逃走を捕獲する手配は如何なりしか、逃走の方法逃走の用に供したる器具の出處、逃走の手段を施したる時刻の推定即何時頃より監房を破り掛

け居りしかの推定なり

是等のものに依りて典獄或に看守長か果して責任を持つへきや否やは委はしく分りて決定するものなり今日の如く漫然監督不充分と云ふは抑〻余輩は分らぬ事と思ふ又當時の監房配置其の他捜檢の事を充分に爲せは夫れにて其の責任を盡せしものにて其の以外に破獄したるは全く個人の關係なり其の個人の關係を典獄看守長か責任を負ふと能はさるなり夫等か其の報告に於て不充分なるときは監督の不結果と云ふに至るへし余の考案に依れは此の如き各般の點に付て其の實況を明瞭ならしむるときは典獄以下の責任を問ふ上に就ても適當なる判定を下すを得へし例へは典獄に於て適當の看守を選ひ新參の者を用ひたりとか老朽の者を用ゐたるに非すして信用を置くへき適當なる看守を用ゐる適當なる配置を爲し又制規の捜檢監督規定に所謂晝夜監督するとか巡回するとか總て制規の捜檢監督等を爲したる事判明し典獄看守長の盡すへき責任を爰らす盡せし事か判明して逃走の原因は全く看守の怠慢にありとすれは典獄は之に對して責任を負ふの理なし看守長と雖も亦然り正當に引續を監督し制規の巡回を爲し又捜檢をも遂けたること明瞭なるときは看守長は之に對して責任を負ふへきものに非す

是れ固より余一個の考案なれは或は實行されさるやも知るへからされとも抑〻彼の監獄官吏の懲戒處分の實況に付て我邦程苛酷にして且つ亂暴なることはなしと思ふ獨逸に於ては監獄官吏の分掌事務か確定しありて其の分掌事務以外の責任を負ふこと無きなり彼か如く喧ましき國にても典獄は適當の配置巡回と云ふ事か定まり居れは其の以外の事迄之に對して典獄に責任を持たしむることは無きなり然るに典獄か爲すへき事を爲して其の以外に看守の怠慢に依て逃走せしを平生監督不行屆と云ふ事の懲戒處分を爲すは宜しからさる事にて縱ひ典獄の懲戒を爲すも其の效なかるへしと思ふ併し其の逃走の報告書を見るときは如何にも不都合の無かりしとに記載しあるを以て其の結果是れ程行屆居りて逃走するは平生の監督怠慢と云ふとに歸するなり未た逃走報告中に看守か睡眠せしとか不注意とか云ふ事あるは少し是れ看守を保護するの厚き美德としては尤なることなれとも併し事實看守か怠慢なれは之を明かにして可なり即看守は懲戒に附せられ居れは其の附せられたる理由を明に報告書に記入するか必要なり

猶ほ最後に典獄の爲すへき職務の一として報告例に依る規定の報告なるものあり其の報告は典獄か責任を以て正確なるものなりと云ふことを保證する義務を有す

其の報告すへき事項は種々の用式あり今夫等の詳細を述へ難けれとも如何なることを典獄か報告すると云ふ大体の箇條を玆に擧けん

一　典獄は毎年度の終りに於て四月十五日を期し左記の事項を報告すへし

い　在監人員及ひ其の異動

ろ　監獄の建物に關する事(例へは雜居房か幾個、分房か幾個、工場か幾個と云ふことと)及ひ在監人員の年度内の最多、最少及ひ平均數

は　典獄、二年毎に翌年度の五月十五日を期し監獄事務の管理事項に關する詳細の報告を爲すへし

二

い　建物に關すする事

ろ　官吏の資格(如何なる資格を有し居るや服務紀律に能く從ひ居るや否やの適否)に關する事又在監人に對する官吏の數の關係

は　在監人員及ひ其の異動

に　監内取締規定に關する事

此の取締規定と云ふは例へは懲戒に於ては銘々の監獄に於て各〻其の監獄に適する

る特別の施行細則あり而して其の細則中には色々委はしく記載しありて監獄則と重複したる事あり即其の細かき事は監房の交通は如何なる風にして防くとか或は清潔方法は如何なる風にすると云ふ事か規定しあるなり

ほ　食物、被服、臥具等に關する件

へ　作業に關する件

此中には作業の種類或は請負官衙の關係、科程の關係、科程の丁否、收支の關係、食物購求の關係又は收益上に關する事等あり

と　教誨及ひ教育並に書籍室に關する件

ち　在監人健康上衛生上に關する件

此中には如何なる疾病、傳染病或は死亡、自殺又は醫師の採用法或は常設、臨時雇と云ふ事迄を含めり

り　懲罰及ひ逃走に關する件

ぬ　幼年監に關する事項

る　監獄會計に關する件

を　免囚保護に關する件

わ　監獄の巡閲に關する件

以上陣述せし所にて典獄の直接に責任を有する事務の大綱丈けは講了せん積りなり次に典獄以下の理事或は看守の責任を有する小事項を講述するに當りて其の間に雜居制の監獄に於ける囚人の級別法に關する事に付て一言せん

如何に粗笨なる、如何に乱暴なる雜居制を施行する監獄に在ても今日に於ては實際上所謂階級制の上を斟酌して成るへく囚人處遇の適實少くも個人的處遇の目的を貫徹せしめんとするに成るへく適當なる方法を執らさるはなし囚人級別法を用ゆるは即之れか爲めなり諸君の了知せらるゝ所ならんか此個人的處遇の目的は到底曖昧なる階級制度或は分類法、囚人罪質別異と云ふことに就て達し得ること能はされとも雜居制にては出來さる迄も成るへく囚人處遇の適實を計らさるを得さることは一般に之を認め今日は不完全なる級別法を用ゐ居るなり獨逸の模範監獄の一種に屬し居る「ラウヰッツ」監獄は模範監獄の雜居制を行ひ居る監獄にして其の監内取締規程に依れは在監囚人を別つて二級と爲す而して如何なる標準に依りて類別するかと云ふに初めて入監したる者(初犯の者と云ふ意味)は其の罪質の如何に拘らず先つ第一級即改眞の種類の級に編入す但し初入の者と雖も未決拘禁中、行狀不眞又は危險にして特に別異を要し格段に處遇を爲すの必要ありと認めたる者は此限りに在らす

初入者にても未決拘禁中に行狀惡しくして或は逃走を企つると云ふか如き性質の者に限りては類別の限りに在らす獨逸に於ては未決囚にも懲罰ありて規律を厲行し居れとも我邦に於ては未決囚に懲罰なき爲に困難を感し居りて色々の方法に依りて制裁を加へ來りしか是は表面より爲すに非すして或は裁判官に行狀を報告する手段を執り居れとも是等の手段は子供に飴を與ふるか如く殆んと見戯に均しきものなれとも此の未決者の規律を取締るに未決者と既決者と聯絡を附け若し未決中に行狀善き者は既決に於ても同しく行狀眞き者とするの考を未決者に持たしむるは幾分か宜しと思ふなり此邊に付ては猶ほ諸君に於て充分に講究せられんことを望む倘ほ此の初入と云ふ事に就て少しく說明すへし

第一回の處刑後十年を經過したる者は情狀に依り直に第一級に編入することを得是は事實に於ては再犯再入なり併し乍ら初めて處刑して行狀の結果其の罪質に依りて直に一級に編入することを得るなり

但し窃盜、詐欺又は貨幣、紙幣僞造變造の罪に依り一旦懲役の處分を受け同一の犯罪

に依り再ひ懲役の刑に處せられたる者は年限に拘らす十年を經過するも總て第二級に編入すへきものとす

「又曾て前刑執行の際監獄（此の監獄は獨り「ラウヰッツ」監獄のみならす廣く指して云ふ）に於て第二級に在りたる者は獨り第二級に編入するのみならす之に對しては特別の徽章を附したる冠物を著けしむるものとす此の冠物は普通羅紗を以て製したるものなれとも殆んと厚紙の如き物にて造りしものを與ふるなり而して今は此の徽章を附したる冠物を著けしむる事は廢止せり」

千八百八十八年四月十四日の省令に依れは總て刑期六箇月以上の懲役又は禁錮に處せられ處刑の畢りたる後十箇年以內に於て再ひ六箇月以上の懲役禁錮又は勞役處分詰り違警罪處分を受け入監したる者を以て再犯と爲せり

斯る種類を再犯として扱ひ居るなり猶ほ再犯と云ふ事に付ては次回に說明すへし

○拘禁法と監獄建築

山上義雄

數年間議會及政府の問題となり吾人監獄事業に從事するもの一切望したる監獄費は第十三議會に於て兩院を通過し法律の實施今や旬日の間に在り而して吾人の國庫支辨を希望したる所以のものは曾に監獄費の性質論たる空理空論にあらすして獄制の統一獄務の改善に在りたるや今更言ふを要せすと雖も漫然獄制統一獄務改善と謂ふか如きは漠として捕捉する所なし世間又監獄の改良を唱ふる者あるも未た曾て其順序方法を示し吾人に誨へたるものなきは吾人の常に遺憾と者せし所なり事大小を問はす事業を爲さんと欲せは必すや先つ其目的を確定すると同時に順序方法をも亦確定せさる可らす吾人は信す監獄改善の目的を定めんと欲せは刑法及刑罰の主義如何を先決問題とせさるへからす而して將に改正せられんとする我刑法に於ては如何なる主義を採用せられたるかは吾人之を知らすと雖も今世期に於て各文明國の採用したるものと略ほ同一と見て大差なかるへし果して然らは監獄改善の目的は罪囚確實の拘禁、自由の褫奪、罪惡傳播の防遏勤勉心及道德心の發起健康の保全等に在るならん吾人も亦此以外に出てさるへきを信す故に以上の目的を達せんと欲せは順序上第一に着手せさるへからさるものは監獄の建築なりとす

而して監獄の建築なるものは事百年の長計に係り一片の理論を以て決定し得へ
からものにあらす建築に着手せんと欲せは先つ拘禁法即ちハウトシステームを確
定せさるへからす拘禁法は元と重大の問題に屬し各國學者の間論議未た一致した
るものなし我國に於ても此主義の確立せさる間は容易に監獄の建築に着手すへき
ものにあらす若し此問題を決せさる以前に於て巨額の費用を投し輕々建築に着手
するか如きことあらは永遠の計を今日に誤るものにして苟くも責任を知るもの、
爲し能はさる所各先輩國失敗の歷史に鑑み深く警戒すへきものなりとは吾人既に
監獄費國庫支辨に關する法律按通過の當時に於て屢々之を論したりと雖も今其實
施に當て各國の沿革を記し斯道諸君と俱に研鑽し以て遺憾なきを期せんと欲す

英國刑法を採用したる各國獄制

北亞米利加

獨立戰爭勝利の後米國「ペンシルフニヤ」は卒先して監獄改良に着手し刑罰の主義を
根本的に變更し刑罰の苦痛は人道及クリスト教旨の範圍内に限定し犯罪者は道德
改良の目的を以て所遇せさるへからす之に反し犯罪者を遇するに身体を毀損し又
は道德的感念を滅却するか如きは非人道非耶蘇なり故に刑罰は身体及生命に向て

科すへき者にあらす犯罪者は之を感化敎育し良民に復歸せしめさるへからす此目
的を達せんと欲せは自由刑を採用するを最も適當なりとす千六百六十二年の「ウィ
リアムペンス」法を千七百七十六年に改正し死刑宣告の場合を減少し後又千七百八
十九年に於て再ひ死刑宣告を減し千七百九十年の刑法改正に於て死刑は殺人の場
合にのみ適用することゝ爲したり且つ監獄として感化敎育の目的を達せんと欲せ
は分房制を採用するの外他に策なきものとし法律を以て各監獄に若干の分房を建
築せしめ强惡なる囚人を拘禁したり此法律に依り「フルヌートストリート」に三十房
の分房を建築せり之を分房の嚆矢とす然るに千八百年乃至千八百二十年に於て戰
爭及商業不振の結果在監人の增加甚たしく監房を增築せんと欲するも巨額の建築
費を要し分房拘禁を廢止せさるへからさるの餘儀なきに至り遂に分房制度を廢
止し再ひ雜居制を採用したる爲め分房建築の爲に費したる所の建築費は殆んと無
益に屬したり然るに監獄當局者は分房制を以て自由刑執行の原則に最も適するも
のと爲し再び分房監獄の建築を要求し千八百二十一年二ヶ所に分房監獄を建築す
るの法律を發布したり一は「ピッツブルグ」に設け西部監獄と稱し一は「ヒラデルヒヤ」に
設け東部監獄と稱したるもの即ち之れなり「ピッツブルグ」の建築を擔當したる技師は

「ストリックランド」にもて充分監獄の要件に付て調査したりと雖も竣工の後之を實際に使用するに當り幾多の不便と欠點とを發見し僅に七ヶ年の後に二百六十六房を有したる大監獄を廢棄するに至りたり之に要したる建築費用の如きも殆んど百萬弗にして實に我二百萬圓に相當す斯の如き多額の費用を設計調査不備の爲め全然之を抛棄するに至りたるか如きは我國監獄建築の將來に於て最も鑑みべきものとす又東部監獄も結局全部の建築を竣工せしめたりと雖も二十五万弗を費し千八百二十五年に於て僅かに三翼を建築したるのみにして拘禁法論再ひ社會の問題となり遂に建築を中止するに至りたり當時反對論者は分房は恐るへき洞窟に等しく徒らに人類をして苦痛を與ふるのみと斯くの如きは佛に於ける「パスチル」及「スパニヤ」に於ける「インクイジシヨン」の外前例あるなし此方法に依り犯罪人を根本的に改良せんとするか如きは抑も誤てりと云ふべく寧ろ犯罪者をして道德的死物たらしむるに過きす社會に對する危險之より大なるはなしと云ふにあり

以上の議論は合衆國各州に於て盛に唱導せられ「ボストン」及「ニーヨルク」に於ては之を贊成する者極めて多く再ひ監獄建築上に著るしき不利益の影響を及ぼしたり千八百二十九年に於ては獨り「ペンシルフハニヤ」のみ再び分房論者勝利を占め刑法に一大變革を與へ自由刑執行の主義を確定し東部監獄の建築を繼續し千八百三十六年に至り竣工せり（技師ハーヒラント）

（未完）

海外通信

○小河事務官より清浦法相への來翰

小河監獄事務官より清浦法相へ寄せられたる信書中事務官の消息其他參考となるへき廉々今回法相の承認を得て左に摘錄す

六月十二日付

（前略）監獄局も司法省に御所管替相成候趣此際一層御多端の御義と奉拜察候御多端の際外遊の爲め直接現職に在つて御奉公を盡くし能はさる義は誠に恐縮の至りに有之候得共此度の外遊は前回に比し一履習得する處多き樣被存折角の好機會に付八月中白耳義に於ける會議終了後も尙引續獨逸、佛國、和蘭、伊多利等巡回の上充分調査を相遂け申度何卒本年十一月頃まで滯留の義御認可被成下候樣奉懇願候（後略）（倫敦に於て）

六月十五日付

（前略）六月十四日倫敦出發同日當地安着本日は本野公使の案内に依り披露旁司法外務兩大臣及司法次官（監獄局長兼務）「ドラトール」氏及び監獄監督事務官長「プランス」博士等訪問致し何れも面會を遂け申候（後略）（「アルツセル」に於て）

六月廿二日付

（前略）七月九日を以て佛國巴黎に於て萬國免囚保護事業に關する會議開會相成候趣を以て同會々長「ルツセル」氏より通牒を兼て小生にも出席致し候

樣勸誘有之(中略)萬國監獄會議開會迄には尚ほ多少の日子も有之旁多分當地より巴梨へ趨き該會議へ出席致度と存候間豫め御含み置奉願候尤も此程「クローネ」翁よりの來信に來月初旬普國南部地方の監獄巡閲を爲す筈に付小生に是非同行候樣勸誘致し來り候に付之れにも應し度と存し候間或は免囚保護會議へ出席の義は無覺束哉と存候若し出席難相叶節は同地滯在の友人に托し會議の模樣並に報告書類取寄せ方等可然取計はしめ可申候(後略)

(「ブルツセル」に於て)

七月十七日付

(前略)先便申進候通り本月八日より巴梨に於て萬國免囚保護會議の開設有之候に付當地へ罷越し出席仕候同會は八日開會十三日を以て閉會致し各國よりは公の委員を派遣致し斯道知名の大家も不尠多くは曾て第五回萬國監獄會議に於ける曾知己にて萬事好都合を得申候殊に又本會へは松平男爵、龜井參事官、大久保前局長、勝本法學士等何れも該事業に關係ある有志家の參列を得候爲め本會に於ても非常に歡迎致し呉れ閉會式の當日會長より特に日本に於ける此事業の發達進歩せる實況(報告書は小生起草の上佛文に譯し參列委員全体の名を以て提出致し置候に付追て議事錄に印刷して配布可相成筈に御座候)を陳べ帝國文明の眞相を披露致し呉れ一同非常の面目を施し申候本會の景況に付ては追て詳細御報告可申上積りに御座候(中略)石渡參事官は本月初旬當地着直ちに獨逸地方へ向け出發來月開會に先たち當地へ歸着の筈に御座候

(後略)(白耳義に於て)

特別寄書

○監獄局長の反省を望む

滋賀　山川白骨

監獄改良は國家の大事なり輕々に見るへからさるなり如何にして監獄をして囚人を苦むる處にあらすして訓練する處たらしめ囚人をして絶望せしむる處にあらすして善心を以て正業に就かん事を欲する處ならしむへきか如何にして囚人を正當なる人たらしむへきか一言に言へは如何にして監獄をして眞個監獄の用をなさしむへきか之れ大なる注意を要すへき問題なり囚人を禽獸視する時代は去れり拷問唯一の白狀術たる時は去れり今は人道の監獄の時なり此時に當り益々斯業の發達を希圖するは實に人物の養成にあり矣

夫れ改良進歩は物にあらす人にありとすれは其是を得る方法を講せさる可らさるなり然るに今の看守敎授の方法を看よ僅かに二ケ月の期間其十中の七八乃至九分程は實務に從事せしめ學科の講習は通して一日時程も尚宵ならさる温習的敎授に止め己に業に業を卒へ歴然たる看守となるにあらすや是れ看守の不足するか爲め勢ひ茲に至る者なるへしとするも宵に一二日時程の學科敎習を以て監獄思想を養成せんとする徒に木に寄りて魚を求むるに異ならさるへし此種卒業生をして事務に戒護に從事せしめ豈彼を善道に導き彼を敎誨敎育し彼をして遺憾なからしめんとするも得へけんや彼れを感化し彼を導くを得さるのみならす素と監獄思想に乏しき看守なるか故に奉職未た幾何ならず早已に其職を棄つるの徒輩續出する又故なきにあらさるへし是れ大に敎習の方法を改良せさるへからさる所以否人物を得るの難き一因たらすんばあらず彼の警察に於ける巡査敎習の如き實務の演習必須なりと雖看守敎習に反し學科の講習を主要とし從て敎官は至る處專務のあらさるなし監獄は專務敎官の設あるは殆んと稀なるべく所謂片手間に敎授しつゝある現象なり斯くの如きは敢て其人を得る道に副ふものにあらさる事を斷言して憚からさる

なり

又俸給に就ては種々說をなすものあり素より範圍の廣きを希ふと雖他と權衡上止むを得さるの點あるきにあらさるを以て可成平均額を高め範圍内に於て可及的高級を給し敎習學期二ヶ月を三ヶ月に延長し二ヶ月は學科專攻とし最後の一ヶ月を以て實務と學科の温習に宛て拜命の時より七級俸を給し敎習科程卒業後は直に六級に進むる等初期に於ける内顧の慮を斷つに留意せは聊か看守養成の道に近きを信するなり

又本年四月二十一日監甲第六號監獄局長通牒の如き果して將來に於ける監獄改良を唱ふる上に於て妨けなかるへきや果して素養ある人經驗ある人熱心なる人彼等可憫の囚人を敎誨敎育し得る人を得入道の監獄を倍々發達せしめ得る途に副ひたる者なりや是れ前門虎を拒きて後門狼を容るゝ類ひならさらんや聊か疑なき能はす前々號紙上先輩孤松大人の述へし如く地方の都鄙により其人物の能否を異にする者にあらさるに看守俸給配當額は地方の狀況により差等を設く監獄局長の通牒に曰く

本年三月廿四日訓第三〇八號を以て巡査俸給豫算の件に付本省大臣より訓令相成り候處本訓令中看守俸給豫算十二圓平均に增加云々とあるは畢竟各府縣を通したる看守俸給豫算の標準に過きすして實際に於て府縣毎に十二圓平均を以て配當可相成儀には無之云々

實に監獄費を國庫支辨となすに就ては看守の俸給も隨て十二圓平均となすの幸運に際會し茲に稍々見るへき人物を得るに近づきたるを大に歡迎せんとせしに豈計らん夢幻と化し去りぬ何となれば本縣のみならず某々縣の如きは地方の決議を以て已に拾一圓或は拾一圓余の平均額を支給しつゝあるに係らす配當其額ヤット十圓七拾錢内外に減省せらる今日に於てすら獄吏其人に乏しく獄吏是れ忌

むへしとなすは一般の社會觀なるに今後何を以て看守其人を得へきや怪訝に堪へさる次第なり反之巡査の俸給は如何看守の俸給國庫支辨となり拾二圓平均となりたるか故に其權衡を保たんか爲め内務大臣は一般に左の如く訓令せり

監獄費を國庫支辨に移されたる結果看守俸給豫算十二圓平均に增加せられ候に就ては巡査の俸給豫算も之に伴ひ相當增額の計畫をなすへしと茲に於てか各地方に於ける巡査の俸給は必ず拾二圓平均を下らさるものとなせば一地方内に於ける看守巡査の俸給は忽ち懸隔を生し倍々看守は巡査の下位に立たさるへからさるの非境に沈淪するは論を俟さるへし當局者果して之れを救濟するの術ありや否假設巡査看守俸給相同じとするも尙且つ看守を牢番視し冷卑ずるの止むを得さる今日都鄙其待遇を異にする理由何れに存するや都鄙素より生活の程度を異にすと雖敢て俸給に等差を付するの理由を見出さゝるなり生活の程度に於て待遇を異にせんとならば他に特別の計なきにあらさるへし之れ旱天雨をのぞみ忽ち覆盆の霖雨荒田流屋の悔を貽すと奚んぞ擇ばん監獄改良の聲は却て漁夫の腹を肥すの慨なきか嗟監獄改良前途遼遠如何にして監獄をして眞個監獄の用をなさしむへきか敢て當局者の反省を望む

○條件付出獄論

在浦和　鴻沼生

刑法及監獄學者の今日に至る幾多の經驗は遂に吾人をして彼の條件付裁判なるもの、實行を希望せしむるが如く條件付出獄が刑法監獄學上寧ろ監獄の實際に於て之れが必要を感ぜしむることの却て條件付裁判の急務なるよりは急務なるが如くに信ぜらる予が所謂條件付出獄とは如何なるものか彼の獨逸國監獄法の宅預及病院送致の變形にして即

重病に陷りたるもの或は精神病に罹れる者は情狀に由り或種の條件を付し出獄を許すの規定に他ならず從來這般の條件付出獄に關するの論說が我國に唱道せらるゝこと甚た少く或は殆んどなきが如きは余輩の大に訝る處たりと雖も曾て親しく監獄の實際に執掌し所謂行刑の目的を達せんと欲し苦心焦慮を經たるものは必ずや知らるゝならん彼の重病に陷り餘命數日に迫れるもの或は精神の病に罹り法律上の無能力者となれるものは感化敎養一も監獄の目的に對し施すべきものとてはなし此時に當り職に司獄の局にあるものは一掬の淚は兎に角も刑法或は監獄則上に條件付出獄の道が開通しあらざる事を深く遺憾とせざるものはあらじ旣も斯る實例に遭遇することの一再ならずして予の如く之れが治療の任にあるものは此感をして一層深からしむるは理の當に然るべき所たり

小河監獄事務官は其著監獄學に於て予の所謂條件付出獄なる事項に相當する精神病者老耄者（老耄者即老衰狂者は精神病なるを以て予は特擧せず）重病者は特赦を適用するの主體なり云々と說きたりと雖も世間未だ此特赦を適用せられたるの實例あるを聽かず予は此病者に特赦を適用することが極めて事理に適へるものなるを信ずるものなりと雖もこは獨り精神病者のみに實施し得るものにて彼の重病に陷り餘命僅に數日を殘すものゝ如きに至りては從來特赦に要する時日が到底其目的を達し難く機宜に應じ難きものなるを知る予は寧ろ此二種のものに對し出獄を許すの特權を監獄の首長たる典獄に一任することにせらるゝか或は主務大臣の允許を得るとするも電報申請等の極めて迅速なる手續に據らるゝ方法を新定するを適當なりと信ず惟ふに今日の場合に於て這般の出獄を許可すべき特權を典獄に一任するや否や幾分の疑なき能はず吾人の豫想する監獄が全然獨立を見るの曉に若し夫れ條件付出獄を申請すべき資格として如何なる種類の重病者如何なる種類の精神病者を選むやに至りては予は一の愚案なきにあらざるもこは熱心なる諸氏と共に大に講究せんと欲するものなり

○復監獄局長に望む

孤松生

予は本紙第七號に於て、目下改廢急施を要する事項十四ケ條を列記し、以て監獄局長に望む所ありしに、浪華氏なるあり、同第八號に於て監獄局長に代り、予に答を與へられし、而かも二三を除くの外總て之に同情を表されたり、是れ予の滿足する所にして、又氏の勞を多とする也、されど予は其の名の局長に非らさるを慨む、然りと雖も既に明かに監獄局長に代り答ふとあれは、敢て其慨を懷くの要なきか如し、何んとなれは局長の名に依

は云ふ迄もなく典獄に期る特權を有せしむるの事に至るべしと雖も予は今日に於て區々たる拘泥論をなすものあらば先つ以て後者の主務大臣電報申請の方法によりてなりとも此門戸の開通を圖られんことと最も希望する所なり

既に條件付出獄を許可するとせば其所謂條件なるものは如何に設くべきやは須らく熟考すべきの問題たり予の愚案する處によれば大約左の如し

其一　出獄中或方法により嚴密なる監察法を行ふこと（精神病者看護法の實施せらるゝ以上は精神病者と重病者とは自ら監察法を異にすること）

監獄醫臨檢　看守長臨檢

其二　病若し輕快し刑の執行上障害なきの度に至らば何時にても監獄に復歸せしむること

其三　前項のことありとせば出獄中の日數は刑期に算入せざること

其四　出獄中死亡したるときは主治醫の死亡診斷書を添付して屆出でしむること

て之か答を與へらるゝ以上は、假令局長親ら之をせられざるも局長夫れ自身の答と認め得べければなり、果して然らは予の希望せし事項は、既に局長の同意を得たりとして歡ぶを得べし、去りながら予は唯此同意を得しのみを以て、未全く滿足するを得す、畢竟予等の建議稟請するに至るの要は、其事の實行を期するに在り、豈唯之か賛否を得るが爲めならんや、故に予は其の事の是認せられしと同時に、又速に之か發表實施せられん事を望まざるを得ざる也、凡そ上位に在て建議稟請を聽く者、之が採否の權を有するは勿論なりと雖も、其事を是認する以上は又之を實行するの義務を有せらるゝなるべし、然らば今予が言既に容れられ、而かも之が實行を請ふが如きは、頗る蛇足の嫌ありと雖も、之を既往に鑒みれは予の重ねて之を請ふ、又敢て故なきに非らず、何んとなれは予等曾て其筋に向ひ建議稟請して同意を得たるものにして、今日猶之が實施を見るに至らざるもの枚擧に遑まあらざる也、蓋し予の前々號に於て序述せし事項は、極めて普通の事なりと雖も、之が施行の成否は實務上の利害に影響する所少なからずと信す、而して今幸にして其事是認せらる、然れとも若し是認せられしのみにして速に實施せられず、荏苒遷移久しきに渉り、折角の希望亦水泡に屬せん事を予は杞憂に堪へざる也、故に又茲に言を復するの止むなきに至れり、幸に諒焉

雜報

警察監獄學校二種生第一回卒業式に於ける小松原校長清浦司法大臣及安樂警保局長の演說筆記は左の如し

○小松原校長演說

本日警察科並に監獄科二種生の卒業證書授與式を

行ふに當り內務大臣司法大臣其他貴賓の臨場を忝ふしたるは本校の最も光榮とする所であります卒業生諸氏に向て述へまするが今日諸子の中に於て殆んと其半數は任用せられて官職を得て居るのでありますが昨年八月入校の當時に於て殆んと其職を有して居るものはなかつたのでありましたのみならす一二の者を除くの外は警察及監獄事務の經驗を有して居るものはなかつたのであります唯た諸子は各地方官か信用して之を推薦したので本校は亦之を信用して入校を許したのでありまず然るに諸子は能く其信用に背むかすして今日第一期第二種生卒業の榮を得ましたのは敎官諸子の薫陶敎授其宜しきを得たと云ふのは勿論てありますが又諸子の勤勉怠りなかりし結果でありますは誠に本官の滿足に堪へませぬ所てあります

諸氏は中學を卒業した者てあるが若くは中學と同等以上の學力を有して居るもので普通學の素養を備へて居るものてある今日警部看守長の如きものにして普通學の素養ある者は甚た乏しい此の時に際して諸子の如き普通學の素養を備へて居りまず上に更に專門の學術を研究して職務上直接間接に必要なる科程を得たのてありまするから警察監獄の事務に就て將來益する所少なからぬことと信しまするのてあります學期は僅か一ヶ年て甚た短期てはありまするが敎師の勉强と諸子の努力とに依て諸子か其學んて得たるものは短期に比しては非常に多いものと思ひます併なから學海は廣く且深く諸子の學んて得た所は唯た其の一端に過きないのてある夫故に諸子は本校を去た後ても尙ほ在校の時の如く孜々研究を怠らぬ樣に希望致すのてあります

諸子は之より去て實務に就き此の學校に於て修得したるものを實地に應用して參りませんではなりませぬ而して諸子の中には入校前に於て既に實地

の事務を執りました者もありまずるが多くは未た警察監獄事務の經驗を有しませぬ者てあるから之より實務に服して其經驗を積まなければなりませぬ實務に就きて其經驗を積むに於ては必す巨警察官巨監獄官といはるるものと爲ることは本官の信して疑はないのてあります又諸子に於ても力めてこれから先き實地の經驗を積みて巨警察官となり又巨監獄官となりて二種生の名譽を全ふするとを心掛けなければなりませぬのてあります

尙ほ終りに　臨んて特に諸子に向て一言致しまするのは官吏の中て警察官監獄官に於て特に尊む所のものは紀律てあります諸子は宜しく秩序を保持せねはなりませぬ又宜しく法令を確守しなければなりませぬ其他權限を越へる如きことのなき樣にして又姿勢を正くして威嚴を保つ樣にして參りませねはなりませぬ此等の點に於ても諸子は他の摸範となる樣に心掛けねはなりませぬ、本校は唯た學術を授るのみが目的ではない衆て姿勢を正くし紀律を嚴にし警察官監獄官の摸範たるへきものを養成するのを目的として居ります

諸子は能く此の意を了して本校卒業生たる面目を缺かない樣に心掛くる覺悟かなくてはなりませぬ聊か諸子の卒業を祝すると共に併て本官の希望を述へたのてあります幸に國家の爲めに自愛せられんことを希望致します

○清浦司法大臣演說

今日諸君が警察監獄學校の科程に於て巨き成績を修めて卒業せられたのは私の大に祝する所てありまする序に一言希望を述へやうと思ひます諸君かすでに此の警察監獄學校に入校せらるゝと云ふのは前途永く警察監獄の事務に力を盡さうと云ふ決心を以て入校せられたるものと思ひます既に其職に就かれた方もあるのですが成功の要訣は目的を變

せさるにありと云ふことがあります一旦目的立ちて此學校に入り其の科程を卒へて實務に服せらるゝ以上は將來永く警察監獄の事務に服されんことを希望致します今日社會競爭場裡に立つには人情の常として立身出世の望ある且其得易ひ途に向つて進路を執ると云ふことは免れんことてありますか近來の有樣を見れば何か少しても宜い事かあれは直くに方向を轉して其方に往くと云ふことは實際免れんやうに思はれます併しながら總て物は此方から彼方を見れは大變宜い樣に思はれますか彼方に往つて見ますとさうばかりはいかない此方に歸つた方か宜いと云ふ樣なことかまゝ有ります官途から實業界か宜く見へますが身を一度實業界に投して見ますれは中々そう思ふたやうにはいかぬ却て官途の方か結構てあつた義ましき事てあつたと云ふことか有りますドウも物の成效を期するには最初立てたる所の目的を變せぬと云ふことか最も要訣てあるといふ諺かあるのてありますから一旦其職務に就きたる以上は何處迄も其職務に忍耐勉強すると云ふことか必要てある則ち勉強は目的を達するの母なりと云ふ諺かある既に先刻小松原校長から極めて懇篤なる御話か有りましたから私は別に繰返して御話を長く致しまする必要はないと思ひます先刻校長も申されました通り警察監獄官の職にあつては紀律と云ふことか最も必要て官吏の紀律に於けるは恰も瀛車の軌道に於ける瀛船の航路に於ける樣なものてありまして一度瀛車か軌道を放れ瀛船か航路を失すると云ふ事になれは必す衝突し或は轉覆するの危險は免れませぬ故に何處迄も紀律を重し長官又は上官から指し示された所のものは之を遵守し以て敏活なる働をされむ事を希望致します總て充分敎育の素養ありて充分の訓練を經たるものにあらされは圓滿に職務を執行することは殆と出來難ひものてあらうと思

ひます

我か軍隊か北清の野に於て或は敵前に或は聯合軍の面前に於て後れもとらす寧ろ他の賞賛を受けるか如き勇武活潑なる所の働きを以て我か國光を中外に宣揚すると云ふことの出來るは何てあるか成程我か大和民族は神武天皇以來大和魂てふ勇武なる系統を有して居る所の國民には相違はありませぬけれ共若し文明的の組織と充分なる紀律訓練か行屆かなかつたらばドウで御座ひませう縱令勇氣は滿ちて居ましても充分なる功を奏するとは出來ますまい畢竟此の組織に於て訓練に於て平素充分往き屆て居るのでこそ則ち斯の如く實際に功を發揚したと云ふ事は言を待たぬ次第てありますす特に此の士官の敎養と云ふ事は最も必要てありまして某國の如き兵卒は勇武能く戰ふも之を率ゆる將校にして不充分であつたならは活潑なる働きか出來たものては有ませぬ諸君は中等敎育素養の資格を有し而して警察監獄學校に入て一年間修業せられたる人人て警察監獄社會ては諸君の如き人物を歡迎するのてある之を軍隊に譬へて見ますれは諸君は士官てある將來は大なる責任の位置に立ち而して此の警察若くは監獄の事務に於て活潑なる働を執らなければなりませぬ先刻校長から希望せられ又私から今希望致した事を記臆せられ永く警察監獄の職務に力を盡され安寧秩序を妨害する公敵に戰勝ちて我か國民の幸福を增進せられんことを冀望致します

○安樂警保局長演說

警察監獄學校第二種生徒其の業を卒へ本日を下し卒業證書授與の典を擧けらる惟ふに卒業生徒諸氏は既往一年間螢雪の功を積み茲に此の盛典を享く其の名譽や大なりと言ふへし然れとも此の名譽を荷ふと共に諸氏の責任は更に重を加ふるものあり何となれは法理を討究し其の精華を咀嚼するは尙ほ爲すを得へし之を實務に應用し能く實際に調和せしむるに至ては豈容易ならんや而して本校の諸氏に期する所のものは彼に在らずして實に此に存す諸氏たる者夫れ勗めさるへけんや余乏を警保局長に承け又本校商議員の末席に在り諸氏に對して囑望に堪へす今此の盛儀に參し聊か鄙言を陳へ祝詞に代ふ

○北海道廳獄事協議會概況

北海道廳獄事協議會は去る八月九日より道廳樓上に開かれたり、久保田監獄局長山上監獄事務官上田司法屬臨席せられ席定まるや北海道廳永井事務官は長官病氣の爲め代理として一場の演說あり次て議事に移る、當時四王天典獄は不幸徵恙の爲に缺席せられたるを以て石澤集治監典獄代つて議長席に就き會務を處理せられたり議案豐富實に數十件の多きに及びたるも道廳に於ける之れが準備の周到なりしと各典獄の熱心なるとに依り僅々二日間を以て全く之れを議了せられたり、閉會に際し道廳長官は病を犯して出席せられ各員の勞を謝して一場の挨拶を述へたり

續て十一日午後一時より同地豐平館樓上に於て各典獄懇親會を催され久保田監獄局長を始め道廳高等官札幌地方裁判所高等官札幌農學校長其他の紳士會するもの無慮六十名、監獄學校雇敎師タルーセン氏の刑罰主義に關する演說ありて和氣藹然として互に談し互に謔り北海の天監獄の光明亦一段の彩色を放ちたるもの、如く十二分の歡を盡して一同散會したるは正に午後五時頃なりしと云ふ今該協議會に列席せられたる典獄諸君は左の如し

東京集治監　若山　茂雄君　埼玉　早崎　春香君
宮城集治監　畑　一獄君　群馬　杉野　喜精君
北海道集治監石澤　讜吾君　千葉　中村　裏君

空知分監　堀内　久保君　長野　角尾小彌太君
釧路分監　荒木　賢愛君　山梨　宇田　德正君
十勝分監　岡野　正輝君　宮城　山崎　德義君
警視廳　藤澤　正啓君　福島　野崎　宏君
神奈川　有馬四郎助君　青森　松山　爲治君
岩手　神野　忠武君　石川　臼井助之進君
山形　神尾虎之助君　富山　山口卯太郎君
福井　古野　嵩央君　北海道典獄代理書記　松本悅之助君
秋田　高木　正謙君

因に議事の要領は次號に揭載すべし

○假出獄監視假免の上申に就ては戸籍謄本を添付するを要す

從來各府縣より假出獄監視假免を上申するに就ては夫々規定の存する所なれども戸籍謄本の添付に關しては別に通達等なき爲め之を添付せざることあり唯間々注意深き府縣には之を添付する向もありと雖も必ずしも一樣ならず然るに上申書記入の姓名宿所年齡等と宣告書記入の分とは往々齟齬することありて單に之が爲めに照會往復を宣ぬるは遺憾なれば將來は必らず戸籍謄本を添付することゝ爲し併せて右年齡氏名宿所等は右謄本と對照し上申書には誤謬なき樣注意せられんことを望むと當局者は語れり而して殊に監視假免の上申に就ては判決言渡書の添付なき向ありて調査上差支ゆる點尠なからず是非之も添付せられたしと謂ふ

○看守點檢規則に就て

過般巡査點檢規則の發布せられたるが爲めに看守に就ても右同樣發令の運に至るべきや否やと各府縣より問合せもある趣なれど今之に就て當局者の意向を聞くに昨今脫案詮議中にして不日發令せらるべしと謂ふ

○警察留置場の巡査に看守を兼務せしむ可からず

監獄費の國庫支辨と爲りたるの結果依然地方經濟に屬する巡査をして留置場の戒護を掌らしめ監獄事務を扱はしむるは穩當ならずとの說ありて是等の留置場には看守を配置するか若くは巡査に看守を兼務せしめ相當の手當を給するこそ至當なりとの意見は往々地方に起る所の問題なるが是れも失張り從來の如く巡査には看守の心得を以て勤務せしめらるゝ等なりと謂ふ看守の派遣若くは看守の兼務手當給與等のことは豫算に關係を有するを以て到底詮議に及ばれざるべく且又理屈としても地方稅支辨の官吏には强ち國家直接の事務を擔任することゝ能はずと謂ふの理由なきに依り先づ當分從前の如く取扱はるゝの外なしと謂ふ

○統計小票の調査

監獄の統計を正確完全ならしめんが爲めに統計小票を用ゆるの議は過般の典獄會議に於て諮詢せられたる一事項なるが典獄會議に於ては結局歸任の上十分調査を悉くし上申すべきことゝ定まり其後復申書は各府縣より監獄司法省に集まり之に依れば僅かに一二縣を除くの外何れも統計小票採用の可を唱へざるはなし既に地方に於て採用の可なることを復申したる以上は中央政府に於ては進んで之を實行せんとて昨今調査中なりと謂ふ

○內務報告例中在監人作業費收支精算表に就て

在監人作業費收支精算表は年度表なるか故に來年の三月末日を限り夫々の收支を取調べ報告すべき筈なるが地方稅支辨より國庫支辨に移りたる本年

は此九月末日を限りとし該表を呈出すべく國庫移轉後更らに來年三月末日を分界とし呈出すべき旨監獄局長より通牒を發せられたりと謂ふ

○監獄會計處務規程の發布

客月司法省訓令第三號として監獄會計處務規程は發布せられたり之に依て會計上の取扱事項は略明瞭となりたるならむされど地方に於て尙各規程に基つき疑義等出でたるときは本會は當局者の意見を紹介するに吝ならざるべし

○身分帳中行狀錄の記入方

身分帳中行狀錄末葉賞罰種類及度數の項以下の記入方に就ては往々各府縣區々に渉れることなるが右は總へて當該期間に對する分のみを記入すべき筈にして累計を掲くべきものに非ずと謂ふ、當局者は其の心得にて記入せられんことを望む

○特赦の申請

現行刑法の不完全は言はずもがな、殊に吾人當局者より見れば刑期の法定主義に傾きたるが爲めに犯情の極めて憫諒すべき廉あるにも拘はらず裁判官は過重の刑を科せざる可からざる場合あり而かも此種の罪質は檢事正より特赦を具申するの方法ありと雖も多數の被告人中萬一の失誤なきを得ず加之在監中品行方正なる所の者あるときは典獄は宜しく進んで刑事訴訟法の明文に依り特赦を申請すべき筈なるに往々之を利用するの方法を怠たり爲めに刑法の不備を匡正するの策を採らざるは如何にも遺憾至極のことなり依て將來は尙一層十分に此方法を利用すると同時に亦其の罪質の如何にも特に注意せられんことを望むと某當局者は謂へり

○出獄人保護會社の法人に就て

現今全國を通じ出獄人保護會社の法人と爲りたるものは僅かに高知靜岡の二個所あるに過ぎず將來保護會社の益々發生すると同時に其基礎の確然たるに從ひ之を法人と爲し置くの必要あるべし既に司法省に於ては左の省令を發布せられたれば之に從ひ司法大臣の認可を受くべきは勿論其監督長官即ち府縣知事に於ても其事業の順序狀況並に設立者の身元經歷等に就ては常に嚴重に監督を施こすの要あるべし、羊頭を掲げて狗肉を賣るすら既に世人の同情を失ふの基たり況んや名を法人慈善團體の美に藉りて其感情を餌とし內心私かに營利の事業を企てんとするか如き其の心情惡みても尙餘りあるものなり此等の法人會社は將來に於て物與ずるの處なしとせず偶々一あるも以て一般の出獄人保護事業の消長に影響を及ぼすこと尠なからざるを以て各地方に於ては嚴密に法人設立の場合若くは設立後の法人に對して注意を加へられんことこそ望ましけれ、尤も此の弊は法人よりも寧ろ私設團體に多きは事實なりと雖も將來私設團體の取締方に就ては其筋に於ても何とか方法を立てらるゝ趣ならむなれど法人に對しては世人の信用を得ること博く之が爲め其危害の度も亦從て私設團體の比に非ざるなり

司法省令第三十二號

第一條　社團又ハ財團ニシテ民法第三十四條ニ依リ之ヲ法人ト爲スニ付司法大臣ノ許可ヲ要スルモノハ主タル事務所所在地地方長官ヲ經由シ其申請書二通ヲ差出スヘシ其ノ許可ヲ得テ設立シタル法人及民法施行法第十九條ノ法人ニ於テ司法大臣ノ認可ヲ要スル場合亦同シ

第二條　前條ノ法人ヨリ司法大臣ニ差出スヘキ願届書ハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スヘシ

明治三十三年八月十日　　司法大臣

○感化院の設備豫算に就て

感化法の發布せられたる今日に於ては少くとも不良幼年者を監獄に收容し置くは變態にして不良幼

年者の矯正方法に於て監獄は不適當不十分なるのみならず倘監獄に於ても諸般の改善を施こす上に於て期ある緩態者を収容ずるは不得策なるを以て一刻も早く感化院に収容するの策を施こずべきは勿論なり既に府縣會調會の時期も目前に切迫し居ることなれば此際典獄は進んで府縣當と交渉を遂げ是非とも其の設立豫算を編成し府縣會の議に附せざる可からず僅かに設立費維持費併せて八千圓内外の額に過ぎず監獄費國庫支辨の今日如何でか地方に於てか計りの小額を支出するの餘裕なしとせんや、此の際典獄の奮闘一番せられて各府縣普ねく感化院の設備に至らんことを圖まさるを得ず因みに云ふ感化院設立の概算調に就ては曾て内務省に於て調査し地方官會議の節參考として長官の手許まで交付したりと謂ふ

○控訴囚費の廢止

從來控訴囚ありたるときは控訴院所在地の監獄へ原府縣より一日金弐拾錢の割合を以て交付することに省令を以て定められたるも今般國庫支辨の結果として右省令廢止せられたり、されど控訴囚送還に就ては從來の取扱と異なるなく監獄局長より別に其旨を通牒せらるべしと謂ふ唯憂ふべきは此の費用の授受を廢したるが爲め自から原府縣に於て返送を求むること從來の如くならざるべし然るときは控訴院所在の監獄は囚人輻輳し來り拘禁上差支ゆる場合あるべきに依り、原府縣に於ても裁判確定の控訴院所在の監獄よりして裁判確定の通知に接したるときは速かに送還の手續を計ふべしとあり但し上訴の破毀等に依り遠隔の地の監獄に移送せられたる場合若くは刑期短小にして押送中經過するの處ある場合等の如きは局長通牒の所謂返送の必要なき場合なるを以て此等は即ち必ずしも原府縣に裁判確定を通知するに及ばずと謂ふ

○在府縣獄囚徒費に就て

集治監に押送すべき囚人の拘禁費は從來在府縣獄囚徒費より支辨したるも是れ又國庫支辨の結果自

から廢止に歸したりされど在府縣獄囚徒費の中押送費に就ては本年度は先づ從來の如く存在し押送に關する費用は總へて此の内より支拂ふべき筈なりと謂ふ

○雇員以下の俸給支給に就て

雇員以下の俸給支給方に就ては府縣に於て各々隨意に制定せらるゝ所なりしが右の如きは國庫支辨の結果別に影響を蒙むる所なしと謂ふ倘宿直料旅費額等の如きも從前の通りなりと謂ふ

○臺南縣監獄署の暴動

臺南地方部長よりの報告に依れば客月二日午後二時半頃同監獄署第一工場服役の重輕罪囚百六十餘俄然暴擧反獄を企て戒護の看守近藤甚太郎同木村芳藏は終に職務の爲めに死亡し看守部長栗原三郎は頭部に數ヶ所の重傷を負ひたるも幸にして其後の豫後經過良好にして大凡そ一個月も經過せば全治すべしと謂ふ其他看守岡村祐次郎同眞鍋浸次同竹下淺九郎の三氏も輕傷を負ひたりと由來暴奸の土匪何ぞ監獄にまで兇暴を逞ふするの甚しきや

○典獄協議會

本月二十日より京都府に於て大凡そ三日間關西地方典獄協議會開會の筈、倘大分縣に於ても九州地方典獄協議會を本月二十五日より開會の筈なりと謂ふ本省よりの臨席員は赤星司法書記官眞木監獄事務官及屬官一名出張の筈還て同協議會の模樣は次號に掲載すべし

○監獄局長の歸京

久保田監獄局長は北海道秋田の巡視を了へ本月十四日恙なく歸京せられたり倘同時に北海道に出張せられたる山上事務官も客月二十六日無事歸京せられたり

會報

○維持會員入會報告（監獄當局者外）

入會月日	會員種別	出金額	官職名	姓名	紹介者
七月十七日	維持會員		盛岡地方裁判所長判事	百地宅憲君	岩手地方部長神野忠武君
同	同		盛岡地方裁判所檢事正檢事	淺野親至君	同
七月二十三日	特別會員取扱	一時金拾圓	辯護士	吉本直文君	大分地方部長小野勇次郎君
同	同	同	同	後藤吉太郎君	同
同	維持會員		大分縣參事官	帆足準三君	同
七月三十日	同		宮崎地方裁判所長判事	小松恒君	宮崎地方部長柿木原政澄君
同	同		宮崎地方裁判所檢事正檢事	森田忠雄君	同
同	同		宮崎地方裁判所檢事	三家重三郎君	同
同	同		同	長友米助君	同
八月一日	同		和歌山縣知事	小倉久君	和歌山地方部長中摩連衛君
同	同		三重縣知事	小倉信近君	三重地方部長綾部敦麿君
八月十四日	同		沖繩縣知事男爵	奈良原繁君	沖繩地方部長佐藤元次郎君
同	同		那覇地方裁判所長判事	鴻巢盛雄君	同
同	同		那覇地方裁判所檢事正檢事	岩田孝慈君	同
八月十五日	同		大阪區裁判所檢事	北村五七郎君	大阪地方部長千頭正澄君
八月十六日	特別會員取扱	一時金拾圓	大分縣出獄人保護會社長	大友秀諦君	大分地方部長小野勇次郎君
八月十八日	維持會員		熊本縣知事	德久恒範君	熊本地方部長坪井直彥君
同	同		熊本地方裁判所長判事	錦織義弘君	同
同	同		熊本地方裁判所檢事正檢事	岡田豐君	同
同	同		八代區裁判所檢事	木村盛登君	同
八月二十日	同		延岡區裁判所檢事	酒井陳平君	宮崎地方部長森田忠雄君
同	同		延岡區裁判所判事	橫尾炳君	同
同二十八日	同		辯護士	石氏兵作君	山梨地方部長宇田德正君

八月二十一日　維持會員　新潟地方裁判所檢事正檢事　奥野毅君　新潟地方部福島武司君

九月七日　同　大阪府知事　菊池侃二君　大阪地方部長千頭正澄君

十九日　同　鳥取縣知事　香川輝君　鳥取地方部長長谷川信綱君

同　同　鳥取地方裁判所長判事　西郷綱樹君　同

同　同　鳥取地方裁判所檢事正檢事　羽鳥清輝君　同

九月十五日　同　德島縣知事　有田義質君　德島地方部長石井光美君

同　同　德島地方裁判所長判事　河井淡君　同

同　同　德島地方裁判所檢事正檢事　吉江高行君　同

○第十三卷第七號會報欄內入會々員報告中一時金拾圓以上出金者の維持會員取扱は特別會員取扱の誤

○同上大阪控訴院判事海野達君とあるは深野達君の誤

○故茨城縣看守內藤熊太郎外拾三氏に對し吊慰並に慰勞金贈與施行濟の報告は紙面の都合に依り次號に讓る

明治卅三年九月　監獄協會

○監獄茶話會

當九月二十九日(第五土曜日)午後第一時ヨリ麹町區永樂町本會事務所ニ於テ監獄茶話會相開キ清浦司法大臣閣下其他知名人士ノ御臨場ヲ乞ヒ有益ナル談話ヲモ可相願筈ニ付在京及近府縣會員諸君ハ御繰合御出席被下度候

○寄書規程

監獄協會雜誌ニ揭載スヘキ原稿御送付ノ節ハ左ノ規程御準據被下度候

一　用紙　半紙、美濃紙ニ御認メヲ乞フ

二　字詰　一行廿二字又ハ十一字ニ御認メヲ乞フ

三　字體　楷書又ハ行書ニテ字畫判明ニ御認メヲ乞フ

四　假名　可成平假名ヲ要ス

五　匿名　ハ之レヲ避ケ力メテ署名セラレタシ若シ雅號ヲ用イラルヽ場合アルモ其雅號ニハ姓氏ヲ冠シ尙姓名及ヒ住所ハ原稿欄外ニ記載相成タシ

六　長文　ハ數回ニ分割揭載スヘキヲ以テ一回凡五頁以上ニ渉ル寄書ハ五頁以內ニ打切リ第一回第何回トシテ一時若クハ數回ニ寄稿相成タシ

七　規定　ヲ準據セサル原稿若クハ揭載シ能ハサル沒書ハ其儘本會ニ保存シ特ニ寄稿者ニ返還セサルヘシ

八　〆切　每月五日迄ニ到達ノモノハ其月、六日以後ノ分ハ翌月ノ雜誌ヘ揭載スヘシ但緊急ノ事項ハ此限ニ非ス

明治卅三年九月　監獄協會

明治廿一年五月創刊

（每月一回定期發行）

明治三十三年九月二十日
（明治二十七年二月廿六日遞信省認可）

發行人兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞
發行所　東京市麹町區永樂町一丁目三番地　監獄協會
印刷所　東京市麹町區内幸町一丁目五番地　愛惠堂

MAGAZINE
OF THE
PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. IX. September, 1900.

VOL. XIII.

CONTENTS.

Editorial:—
A Word to the Editors of the *Shin-Nihon*.

Leading Articles:—
The Hon. Kiyoura's Opinion on Prison System. S. Arima.
Friendship. H. Hayasaki.
Enlarge the Scope of Special Appointment of Prison Officials. M. Koyama.
Probation System (III). S. Shirai.
Unity of Spirit.

Lectures:—
International Prison Congress and its Object. Dr. Krugen.
Practical Prison Work (V). S. Ogawa.
Penitentiary System and Building of Prisons. Y. Yamakami.

Foreign Intelligence:—
Mr. Ogawa's letter to the Hon. Kiyoura, the Minister of Justice.

Special Contributions:—
A Word to the Director of Prison Bulcau. H. Yamakawa.
On Conditional Discharge of Prisoners. Kō-Shō Sei.
Another Word to the Director of Prison Bulcau. Kō-Shō Sei.

Intelligences:—
The Ehime Home for Discharged Prisoners.
Mr. Katayama's talk on Prisons.
4th Social Meeting at the Sorachi Prison.
Mr. Noguchi, the Superintendent of the Ibaraki Prison and the unfortunate of his family.
Social Meetings at Several of Prisons.

Statistics:—
Number of Prison Inmates on July 31, 1900.

Contributions:—
Prisons and the Judicial Department. Chokugen Sei.
An essay on the Position of the Prison Superintendent.
On the Responsibility of Prison Surgeon. S. Fujita.
Responsibility of the Prison Association. Heimin Shujin.
A great Peril. S. Kobayashi.

Miscellaneous.
Prison Notes.
The Association Notes.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.
No. 27 Araki-Machi, Yotsuya, Tokyo, Japan.

（電話本局二千二百十六番）